

令和5年9月7日

令和5年第3回奥多摩町議会定例会会議録

令和5年9月4日 開会

令和5年9月15日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

## 令和5年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和5年9月7日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第12番	原島 幸次君		

3 欠席議員は次のとおりである。

第11番 高橋 邦男君

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企 画 財 政 課 長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福 祉 保 健 課 長	大串 清文君
観 光 産 業 課 長	杉山 直也君	自然公園施設担当課長	神山 正明君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	原島 保 君
会 計 管 理 者	坂本 秀一君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡野 敏行君		

令和5年第3回奥多摩町議会定例会議事日程 [第3号]

令和5年9月7日(木)

午前10時00分 開議

会 期 令和5年9月4日～9月15日(12日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	一般質問(12名)  1 澤本 幹男議員 2 相田恵美子議員 3 石田 芳英議員 4 原島 幸次議員 5 宮野 亨議員 6 小山 辰美議員 7 伊藤 英人議員 8 森田 紀子議員 9 木村 圭議員 10 小峰 陽一議員 11 大澤由香里議員 12 高橋 邦男議員	—

(午後4時20分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○副議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

申し上げます。本日、高橋議長におかれましては、体調不良のため欠席届が提出されております。 よって、私、副議長の小峰が議長の職務を執行いたしますので、よろしくお願いいたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。

日程第 2 一般質問を行います。

通告のありました議員は 12 名であります。これより通告順に行います。

最初に、7 番、澤本幹男議員。

〔7 番 澤本 幹男君 登壇〕

○7 番（澤本 幹男君） おはようございます。

それでは、2 点ほどお伺いをさせていただきます。

まず 1 点目でございます。川井八雲松葉地区若者定住化対策地域東側空地の利用についてでございます。

川井八雲松葉地区に現在、若者定住化対策地域として整備工事が予定されております。これは始まりました。川井八雲神社下に若者定住化対策地域で整備された分譲地と同様な方式で工事が行われ、同様に分譲地として整備される予定になっております。

町にとって若者定住化推進事業として大切な事業であり、計画的に進められることを願っていますが、この場所の東側にまだ広い土地が残っております。前回の一般質問で、八雲地区に集会所を造る考えをお伺いさせていただきました。そして、その集会所ができたとしてもまた広く土地が空いております。災害対策のレッドゾーン指定がない、よい場所であり、有効に使うべきだと思います。この場所に多目的公園や賃貸の若者定住化対策住宅、その他様々な活用方法があると思います。

しかし、この場所の端は崖となっており、その先には大きな沢があるので、何らかの安全対策を講ずる必要があります。安全対策を取れば更に有効活用ができる場所となります。

この東側空地の利用について町はどのように考えているか、お伺いをいたします。

2 点目でございます。白丸のグリーンウッド奥多摩下の町道についてでございます。

奥多摩町には特別養護老人ホームの施設が 4 か所ありますが、現在、大きな道路に接していない老人ホームは、白丸にあるグリーンウッド奥多摩です。ほかの 3 つの老人ホームは、国道や大きな町道に面していて、グリーンウッド奥多摩だけが国道からも離れ、大き

な町道にも面していません。グリーンウッド奥多摩には利用者・入居者が約 90 名、従業員が約 80 名の合計で約 170 名の人たちがいます。また、隣接して「森の時計」の施設もあります。これだけ多くの人たちを有している施設にもかかわらず、大型消防車や救急車等の緊急自動車が入るには、白丸駅上の狭い町道の 1 本の道しかありません。もし大きな災害が発生した場合どうなるのか。また、この場所には大きな沢もあり、この町道は急峻な地形のため、大雨や台風の被害で通行止めになることもあります。グリーンウッド奥多摩は、奥多摩病院と連携して救急車をできるだけ呼ばないように努力しているとも聞いております。しかし、この春 5 年ぶりに救急車を呼んだとも聞いております。

この状況を改善するため、白丸自治会では何度もグリーンウッド奥多摩下まで来る町道の整備、建設を依頼しているとお聞きしました。グリーンウッド奥多摩には多くの奥多摩町民のご家族が利用や入居しており、心配しています。この現状を踏まえて以下、お伺いいたします。

1、グリーンウッド奥多摩下の町道の整備・建設計画の進捗状況。

2、この町道の完成予定はいつか。

よろしく申し上げます。

○副議長（小峰 陽一君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 7 番、澤本幹男議員の一般質問にお答えをいたします。

はじめに、川井八雲松葉地区若者定住化対策地域東側空地の利用についてお答えをいたします。

議員からは令和 5 年第 2 回町議会定例会において川井生活館についての一般質問をいただき、川井八雲松葉地区に若者住宅等の計画もありますが、予定地内空地に集会所等を造る考えはあるのかについて、私からは川井自治会からの要望を踏まえ、定住対策用地としての土地利用計画と整合性を図りながら、当該地内への川井生活館の建て替えにつきましても前向きに検討してまいりたいことと生活館等の建て替え等には多くの財源確保が必要であり、各自治会の施設の建設年度や老朽化、或いはバリアフリー化の状況等も考慮しながら計画的に整備を進めてまいりたいとの答弁をさせていただきました。

ご質問にございます東側空地の利用について町はどのように考えているかお伺いしますについてですが、町では第 5 期長期総合計画において定住化対策として町内を 3 つのゾーンに分け、それぞれ「若者定住促進ゾーン」「中山間地定住促進ゾーン」「山間地定住促進ゾーン」として位置づけ、ゾーンごとに地域の特性に合った賃貸住宅の整備や分譲地の

販売など、定住促進に向けた土地利用の方向性を示し、現在まで事業を進めてまいりました。

若者定住促進ゾーンでは、管内のJR 5 駅周辺を中心として徒歩 15 分圏内に安価で入居できる若者賃貸住宅の整備や安価な分譲地の整備を進めており、川井地区の整備状況としましては、中古物件を活用した町営若者住宅 1 戸、子育て応援住宅 1 戸及び分譲地 9 区画の整備をしてまいりました。

川井松葉地内の現在の土地整備計画では、西側古里駅寄りについては、令和 5 年度、6 年度の 2 か年で町道松葉東線道路新設工事を予定しており、同時に、定住対策用として分譲地 7 区画分、1 区画当たり約 90 坪程度の設計を行い、今後、定住対策用地に資するよう事業を進めております。

一方、敷地面積は約 4,900 ㎡であり、今回の工事については西側古里駅寄りの約 2,800 ㎡の土地を活用するもので、東側川井駅寄りの土地の活用方法は、現状では未定でございます。

ご質問にもございますように、この松葉地内の土地については、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されていない貴重な土地でもあります。議員からは、この場所に多目的公園や賃貸の若者定住化対策住宅、その他様々な活用方法についてご提案もいただきました。一方で、ご指摘にあるように、川井側の端については崖となっており、安全対策も必要であると認識しております。

町といたしましては、安全に活用できるかどうかを含め、様々な角度から精査をしつつ、今後、事業を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、白丸グリーンウッド奥多摩下の町道についてお答えをいたします。

ご質問の町道は、路線名、白丸丸の内西線で、延長 325.75m、幅員 4 m の計画路線でございます。この路線につきましては、JR 青梅線白丸駅の上部におきまして既設の町道東山柚入線と白丸線林道を接続することで、地域内での循環が可能となり、住民皆様の利便性の向上、或いは地域の安全・安心に資することから建設・整備を進めているもので、平成 23 年第 1 回町議会定例会におきまして町道として認定をいただいている路線でございます。

ご質問の 1 点目、グリーンウッド奥多摩下の町道の整備・建設計画の進捗状況ですが、この路線の建設・整備につきましては、白丸自治会並びに関係地権者皆様にご協力をいただき、東京都の市町村土木補助事業を活用し、平成 26 年度から起点側より工事に着手いたしました。

また、同年には道路線形上支障となる白丸生活改善センターの改築整備を実施し、平成27年度以降につきましては、道路が地域を流れる棚の沢を横断するため、河川の護岸構造物や河床の整備などを実施しつつ、並行して道路の延伸整備を進め、現在のところ延長325.75mのうち、141mの整備を実施し、進捗率は43%で、概ね計画延長の約半分まで整備を進めている状況でございます。

次に、2点目のこの町道の完成予定はいつかでありますが、残りの184.75mの整備につきましても、引き続き東京都に対しまして市町村土木補助事業として採択いただけるよう要請を行い、継続して事業を実施してまいる考えであります。この計画路線を既設の白丸線林道に接続するためには、再度その手前区間におきまして棚の沢を横断しなければなりません。道路が沢筋を横断する際には、護岸構造物の整備など、過去の整備実績からも大きな事業費が見込まれることとなります。

こうした状況も踏まえながら事業費の平準化を図りつつ、実施計画に基づき、着実に建設・整備を進めることで令和9年度の全線開通を目指してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（小峰 陽一君） 澤本幹男議員、再質問はありますか。どうぞ。

○7番（澤本 幹男君） 再質問はありませんが、まずご答弁ありがとうございました。

川井の松葉地区につきましては、東側が竹やぶとなっております。一見安全そうなんですけど、これが例えば分譲地で子どもが住むとなると、非常に危険な地域になりますし、もしそこが広がったとしても、そこで落ちると非常に大きな崖ですので、危険性が大きいので、どっちにしろ何かいずれはやっていただかないと困るという地域でもあります。

自治会からも要請があるか知りませんが、それも併せて、セットでぜひいろんな対策の工事の際にはお考えと進めていただければありがたいと思いますので、よろしく願います。

2点目のグリーンウッド奥多摩下の町道についてですが、これだけの人数がいて、もし本当に何かあった場合は大ごとになりますし、消防が水利を取るのも大変です。そういう意味で、自治会の人々の苦勞もあるし、実際に90名近い入居者がおりますし、80名ぐらいの人が働いているわけですから、ぜひともお願いいたします。

また、先程文中で5年ぶりに救急車をグリーンウッド奥多摩が呼んだということなんですけど、個人的なお話で申し訳ありませんが、これを呼んだのは私の父でして、ショートステイしたときに、グリーンウッド奥多摩は奥多摩病院と提携していて、何かあったら必ず

奥多摩病院に行くことになっているんですけど、たまたま休日ということで、宿直の先生が対応できなくて、それで先生の指示どおりに救急車を呼ぶことになったということで、グリーンウッド側としては不本意であったということですが、現実的にこういうことが起こったということで、5年ぶりに、たまたま私の父であったということで非常に私も心配して、ほかの人たちも、町民も同じ状況になってでは困るわけですから、ぜひとも早急ということで一般質問をさせていただいた次第でございます。

令和9年度には完成ということで、もうちょっと時間ありますけど、少しでも早く進めて、グリーンウッド下まで少しでも進めば、少なくとも救急車や大型の消防車等が近くに寄れることができますので、ぜひとも早急な、着実に工事を進めていただければありがたいと思います。

また、前回の6月の一般質問で、町民が利用しやすい消火器の設置ということで私がお願いしたところ、今回の補正で予算をつけていただきまして、各消防団詰所のほうに消火器を外側につけていただくことができるようになりました。ありがとうございました。ご担当者の皆様に感謝を申し上げます。

一応、議員の4年目の最後の一般質問ということで、役場の課長さんはじめ、多くの皆さんにいろいろ一般質問に丁寧なお答えを、また、答弁をいただきましてありがとうございました。終わります。ありがとうございます。

○副議長（小峰 陽一君） 以上で、7番、澤本幹男議員の一般質問は終わります。

次に、3番、相田恵美子議員。

〔3番 相田恵美子君 登壇〕

○3番（相田恵美子君） おはようございます。3番、相田です。

私のほうからは3件ご質問させていただきます。

1件目です。奥多摩町空家等実態調査業務の民間委託について。

奥多摩町空家等対策計画によると、町は、平成27年に空家の状況把握を目的とし、町職員が定住サポーターとして各自治会と協働で、空家状況を把握・調査し、奥多摩町空家活用管理システムを構築いたしました。

前述した奥多摩町空家等対策計画によると、令和4年5月の時点の空家は484件であり、空家率は18.1%、年々増え続ける空家対策は、町にとっては急を要する大きな課題であります。

これまで町職員が担ってきた空家調査を今年度は民間委託することになりました。

以下、空家の実態調査業務に関して4点ご質問させていただきます。



- 1、町職員の任務から民間委託に至った経緯はどのようなものだったのでしょうか。
  - 2、民間業者が行う空家等実態調査の業務の内容について教えてください。
  - 3、町職員による定住サポーターと民間業者との連携は今後どのようにされますか。
  - 4、空家の実態に対しての町の具体的な考え方をお伺いいたします。
- 2件目です。障害のある方の行政手続等の合理的配慮について。

町から住民宛てに発送される行政手続に関する書類等は、独居の障害のある方にとって、届いた書類を処理できない場合があります。例えば知的障害のある方は、届いた書類の内容が理解できない。視覚障害のある方は、届いていることが確認できない、確認できても記入ができない。身体に障害のある方は、書くことに身体的負担が大きい等の困り事が実際にあります。これは、ご本人が生活する上で大きな不利益となります。

令和6年度から障害者差別解消法が改正されますが、これは事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務化されるものです。行政機関等は、障害者への合理的配慮の提供は、平成28年の障害者差別解消法スタート時からの義務であります。

ご質問させていただきます。現在、町は障害のある方が独居の場合、行政手続等はどのようにされ、そして、どのようにサポートされていますか。

3件目です。猛暑にランドセルの保冷パッドの配布について。

国連のグテーレス事務総長は、7月27日の記者会見で、世界の7月の平均気温が観測史上最高になる見通しが明らかになり、地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰時代が到来したと警鐘を鳴らしました。

奥多摩町でも梅雨明け前から厳しい暑さが続きました。朝晩は涼しさを感じることもできましたが、日中は35度前後に気温が上昇し、耐え難い暑さを経験いたしました。

そんな暑さ厳しい1学期の半ば頃、6月頃です。小学校低学年の保護者の方より情報提供がありました。兵庫県たつの市の小学生が市長に次のような内容の手紙を書いたそうです。「毎日暑いです。ランドセルが重くてふらふらです」。その手紙を受け取った市長は早速ランドセルに装着する保冷パッドを市内の小学生全員に配布したそうです。情報をくださった保護者の方は、「子どもはランドセルが暑い暑いと毎日言って、学校まで迎えに来てほしいというふうに言っている。たつの市のような工夫が奥多摩町でも猛暑のときはランドセルに保冷パッドを装着のような取組はできないのか」とのご要望も併せていただきました。

地球沸騰時代と言われるほど夏の酷暑は来年以降も続くと思われ、児童・生徒の健康面が懸念されます。

ご質問させていただきます。保冷パッド装着の取組は、熱中症予防にもなると思われませんが、町の見解をお聞かせください。

以上3件であります。よろしくお願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 3番、相田恵美子議員の一般質問にお答えをいたします。3点目の猛暑にランドセルの保冷パッド配布については、教育委員会の所管となりますので、後程教育長から答弁をいたします。

はじめに、奥多摩町空家等実態調査業務の民間委託についてお答えをいたします。

1点目の町職員の任務から民間委託に至った経緯はについてですが、近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住、或いはその他の使用がなされていない住宅が年々増加しております。このような空家等の中には適切な管理が行われない結果、安全性の低下、公衆衛生の悪化等、多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあることから、空家が増えることによる影響は、今後、一層深刻化することが全国で懸念されております。

こうしたことから町では空家の実態を把握することを目的として、平成27年度に奥多摩町定住サポーター制度実施要綱を制定するとともに、自治会のご協力をいただきながら、これまで町職員による空家実態調査を実施してまいりました。

町では、この調査の実施により、各自治会の空家数を確認できたこと、所有者等へのアンケート調査に伴い、空家バンク等に関する交付金制度や税制度に関するチラシをお送りすることにより、所有されている空家の現状と今後に関する考え方を把握することや有効な利活用促進に繋げること、合わせて町の施策について空家所有者の皆様にもお届けすることができたことで一定の効果が図られたものと認識をしております。また、これらの状況について自治会をはじめとする地域住民の方々と共有できたことも大きな意味があったと考えております。

しかしながら、町職員は、それぞれの職場において日常的な業務を担っており、これまでの定型的な実態調査以上により詳細な踏み込んだ定住サポーター業務を展開していくことは、各職場の実情から現実的に困難であるものと認識をしております。

また、今後も想定される人口減少等により、増加傾向にある空家対策については、より専門的で連続的に、そして、更に空家の利活用等に繋がる効果的な空家実態調査とする必

要があると考え、令和5年度からは専門業者による民間委託とする判断をいたしましたので、ご理解をお願いいたします。

2点目の民間業者が行う空家等実態調査業務委託の内容についてですが、業務委託内容については、主な項目として、空家所有者調査、実地調査、空家に関する意向調査、空家活用・管理システム入力の主たる業務内容となり、前年度まで町職員である定住サポーターが実施してまいりました内容を踏襲するとともに、民間委託することで、これまでの他の自治体での空家調査実績や補償業務管理士などの資格を有している調査員が統一的な視点での調査を実施してまいります。

3点目の町定住サポーターと民間業者の連携はについてですが、民間業者との連携につきましては、昨年度までは町職員である定住サポーターが空家調査を行っておりましたが、今年度からは民間業者が各自治会に出向き、空家の実地調査を行うこととなりますので、定住サポーターの役割は終了することとなります。

なお、新たな取組でありますので、若者定住推進課で自治会との調整を行いながら、民間業者、自治会及び町の3者間で連携を図り、空家の実態把握等に努めてまいります。

4点目の空家の実態に対しての町の具体的な考え方はについてですが、町での空家等への基本的な方針としては、1つ目は、町民の安全・安心で快適な生活環境の維持及び確保を図るため、町内の空家等の適切な管理を促進します。特に倒壊の危険性や著しく保安上危険のおそれがある不適切に管理されている空家については、平成27年5月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法並びに平成29年3月に制定した奥多摩町空家等対策基本条例に基づき、助言、指導、勧告を行っており、不適切に放置されている特定空家等については、解体や修繕で適正な管理に努めるよう、所有者に促してまいります。

また、町では空家の活用を推進するため、空家等活用促進事業交付金などを所有者に周知し、引き続き対応してまいります。

2つ目は、第5期奥多摩長期総合計画奥多摩創造プロジェクトにおいて、少子化対策と定住対策が位置づけられており、町での空家対策については、過去から各種の取組をしており、平成22年3月の空家バンク制度の創設から始まり、その後、町にご寄付をいただいた物件を活用するいなか暮らし支援住宅やJR青梅線5駅周辺では若者定住応援住宅を整備するなど、定住に資するような施策を展開しております。

空家対策は、個人の財産である空家に対して行政が利用促進や指導を行っていくことから一朝一夕に解決できる問題ではありませんが、町といたしましては、空家所有者や地域住民皆様のご理解をいただきながら事業を進めてまいりますので、議員皆様におかれまし

でもご協力をお願いいたします。

次に、障害のある方の行政手続等の合理的配慮についてお答えいたします。

障害者差別解消法、正式には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律は、平成 25 年 6 月に公布、平成 28 年に施行され、議員ご説明のとおり、行政機関等は施行当初から合理的配慮の提供は義務となっております。一方、国は、同法を令和 3 年 5 月に改正、全ての事業者に対し、合理的配慮の提供を義務化することとし、来年令和 6 年 4 月に施行されます。

合理的配慮の提供とは、行政機関等と事業者がその事務・事業を行うに当たり、個々の面で障害者から社会的なバリアを取り除いてほしい旨の意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときに社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされております。

合理的な配慮における留意事項は、事務・事業の目的、内容、機能に照らし、次の 3 点を満たすものとされており、1 点目は、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、2 点目は、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、3 点目は、事務・事業の目的、内容、機能の本質的な変更には及ばないこととされております。

これら同法の規定や国の定める基本方針を踏まえ、ご質問の現在、町は障害のある方が独居の場合、行政手続等はどのようにされ、どのようにサポートされていますかについてですが、同法における障害者とは、障害者手帳の保持者だけでなく、障害や社会の中にあるバリアによって日常生活や社会生活に相当な制限を受けている方全てが対象とされますが、町で把握しているのは、令和 4 年度末現在、身体障害者手帳 232 名、知的障害による愛の手帳 50 名、知的障害以外の精神障害者保健福祉手帳 61 名がそれぞれ保持しており、そのうち施設入所者を除く独居の方は 66 名であります。それらの方々の行政手続等における合理的配慮といたしましては、まず通知の発送時には文字のサイズを大きく、漢字には振り仮名を記載し、記入例を分かりやすく工夫して同封するほか、キーパーソンとなる別居のご家族への連絡や各種障害福祉サービスの計画相談支援員へ連絡を行い、手続のサポートを依頼する場合があります。

また、そのようなキーパーソンとなる方がいない場合には、保健師等の保健福祉課職員が個別に訪問する場合がございます。

一方、各窓口においては障害の有無にかかわらず、来庁者に対する町職員の基本的な接遇として窓口でお困りの方には積極的にお声がけするほか、障害の特性に応じて明確に、

ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明するなど、親切丁寧な対応を常に心がけております。

また、自筆が困難な場合には、本人の意思を確認した上で代筆を行う場合もあるほか、ドアの開閉が困難な方には開閉をお手伝いすることもあり、更には事前に相談があった際には、福祉保健課職員が役場本庁舎での手続に同行する場合がございます。

来年4月、全ての事業者において合理的配慮の提供が義務化を控える中、町内の事業者の模範となるよう、町役場として引き続き合理的配慮の提供を徹底するとともに、当町において障害のある方もない方もお互いにその人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会、共生社会の実現を目指してまいります。

○副議長（小峰 陽一君） 野崎教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 3番、相田恵美子議員の一般質問、猛暑にランドセルの保冷パッド配布についてお答えいたします。

国連のグテーレス事務総長の地球温暖化時代から地球沸騰時代が到来したというメッセージどおり、町でも梅雨明け前から日中は息苦しい暑さが続いておりました。

気象庁の気象データにおいても町内の観測地点である小河内における7月の最高気温の平均は、昨年の28.9度に対して今年は31.0度、近隣の青梅市では、昨年の31.7度に対して今年は33.8度と、今年は大変暑かったことが分かります。

来年度以降も暑い夏は予想され、通学時の暑さの対策について児童の負担軽減は大きな課題であると感じております。

そのような中、暑さ対策だけではなく、ランドセルの中の教材を含めた重さも児童の負担と大きく関係していることから、昨今、学校では教科書等、家に持ち帰るもの、教室に置いておくものを区別し、ランドセルの中身を少なくし、軽くする対策を行っております。

暑さ対策、熱中症予防対策について、議員からは貴重な情報をいただき、大変ありがとうございました。情報をいただいたランドセルの保冷パッドを配布しました兵庫県たつの市では、統廃合によりスクールバスで通う児童のほかは、多くの児童が徒歩で登校しているとのことです。また、保冷パッドで使用する保冷剤の持続時間は1時間程度とのことで、下校時までには持続しないため、小学校に大型冷凍庫の設置や衛生面等の運用を検討しているとのことです。

教育委員会といたしましては、そういった事例も参考にしながら、公共の交通機関や保護者の皆様の送迎の比率が高い当町の通学方法や気候に合った対策、また、ランドセルをより軽くする対策を学校とともに研究してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 相田恵美子議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） ご答弁分かりました。ありがとうございました。

再質問させていただきます。

まず1件目の奥多摩町空家等実態調査業務の民間委託についての再質問でございます。先程町長のご答弁では、町職員による定住サポーターは終了というふうにお伺いしましたけれども、その確認でございます。

それから、2点目としまして、今回、民間委託に当たっての業者の選定についてなんですけども、入札によりますと、かなりの今回、株式会社大輝さんが消費税抜で約520万円、株式会社ゼンリン立川営業所さんが1,700万、もう一つは東電用地株式会社さんが約300万ということで、この幅の大きさというんですか、これは何でだったのかなと、どういう仕様書になっていたのかなというふうに思いました。この内容を差し支えない程度でいいので、教えていただけたらと思います。

それから、2件目の障害のある方の合理的配慮についてでありますけれども、来年度令和6年度から民間事業者にも義務化ということでされますけれども、その中で思いましたのは、今、町長からもご答弁いただきましたように、行政社会ということで、私自身、知的障害のある方の補佐人をしております。それで行政からの書類は全て補佐人が管理して、その方の地域でのひとり暮らしを支える形になっております。

提案なんですけれども、このような後見人という形でなくても、障害のある方が繋がっている障害福祉サービス、社会的な資源、それを本人と事業者と、あと町が連携して、了解があればそこに管理してもらう形を可能にしてはいかがかと思います。

町のほうでも本当によくしていただいているということは重々承知しておりますけれども、やはりそういう困り事があるということは事実でありますし、そこに工夫が必要なのかというふうには思っておりますので、この提案をどういうふうにお考えになるか、お伺いいたします。

3点目のランドセルについてです。前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。ランドセルは、義務ではないということで、日本の文化であるということで、何となく私たち世代は、小学生イコールランドセルというようなすり込みをされているようなところもあるので、今言われている「ラン活」という言葉がありますけれども、これはランドセルも多様化して、色だったりとか、形だったりとか、あと刺しゅうが施されてあったりとか、すごいきれいなランドセルを見かけることもあります。

メリットとしては長持ちしたりとか、耐久性であるとか、両手が空くとか、いろいろあ

と思うんですけども、ランドセルでなくてもいいんですよというようなメッセージも一つ必要なのかなというふうに、この一般質問を考える上で思いました。

先程教育長からもランドセルの中身を少なくする対策とかということをご答弁いただきましたけれども、町のほうとしては、新入生の保護者に出す文書、入学時のお知らせとかあるかと思えますけれども、その中で、ランドセルについて明記されていますか。保護者の方は、町から、持ち物の中にランドセルとあると、それを用意しなければならない。でも、ランドセル以外でもいいわけなので、選択できるというような工夫がされているかどうかということを再質問させていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 3番、相田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の空家の実態調査に関するほうの1点目のご質問で、定住サポーターについて終了となるのかという確認ということでありまして、これについては町長からの答弁にありますように、一定の役割を終えたということで、終了ということになります。

次に、2点目の業者の選定の方法という中で、今回の仕様がどのような内容にあったという部分についてお答えさせていただきますけれども、基本的には今まで定住サポーターがやっていた業務内容を仕様書に定めていることとなりますけれども、内容的には、まず所有者の調査ということで、次が空家の実地調査ということで、空家の現地を一軒一軒回っていくというような内容、それと意向調査、アンケートを所有者の方に郵送でお送りし、回収するという作業が入っております。また、最終的には実地調査をやった業務内容を空家活用管理システムに入力をしまして、最終的には成果品を出すという仕様になってございます。

以上です。

○副議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田恵美子議員さんからの再質問の中で、空家等に関する部分の入札の関係については私のほうからお答え申し上げます。

先程ご質問の中で、入札の状況ということで各業者の金額のばらつきというような意味合いの質問だったかと思えます。こちらにつきましては、あくまでもこれは札を入れる業者側の積算の考え方というものに基づいて各業者が入札金額を入れてきますので、町のほうでどうしてという理由は申し上げられないというのが実情でございます。

また、多くの自治体がそうですけれども、予定価格については、ホームページも載せて

いる入札経過調書で予定価格を載せているんですけども、これは事後公表ということですので、最初に予定価格は示していないという状況の中なので、そういった部分も各事業者の考え方が様々であったり、それからいろいろ人件費の考え方とか、期間であるとか、様々な理由でそういった金額のばらつきというものが発生しているというふうに考えますけれども、あくまでもこれは推測ということですので、各事業者の考え方によるということになると思います。

以上でございます。

○副議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、相田議員の再質問、続きまして、障害のある方の行政手続、合理的配慮に関連いたしまして、後見人でなくとも行政文書通知等、ご本人、事業所、町、それぞれの管理について町の考え方についての再質問にお答えを申し上げます。

まず相田議員には、相談支援という形でご参画いただいておりますことを改めて感謝申し上げますところでございます。

町といたしましては、町役場だけでは福祉サービスの充実はできませんので、これまで同様、町の社会福祉協議会とも連携を取りながらというところで、認知症の高齢者の方に限らず、障害をお持ちの方に対しましても地域福祉権利擁護事業、福祉サービスの利用援助事業というような形の社協との連携と、更に、今年度は成年後見制度の推進機関ということで、社協に委託をいたしまして事業を更に充実をしているところでございます。

成年後見制度についても認知症高齢者の方だけではなく、障害をお持ちの方に対しても必要に応じてというところでございますので、前段の地域福祉権利擁護事業と成年後見推進の事業、こちら更に町としても社協と連携を取りながら充実をしてまいりたいというふうに考えております。

そういった中で、議員から再質問いただいた内容についても成年後見の推進機関には運営委員会を設置いたしますので、そこで専門家の方の意見を伺いながら、町の実情に合う形で福祉を充実してまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 3番、相田議員からの新入学児童保護者説明会においてランドセルの取扱いについてということでご質問いただきましたので、お答えいたします。

小学校の新入学児童保護者説明会におきまして、学校から家庭で用意していただきたい



ものとして、お願いベースですけれども、ランドセルをお願いしている状況です。今まで学校に対しまして保護者のほうから、ランドセルではなく、ほかのかばんを使いたいとの質問等はない状況でございます。学校としましても柔軟にその辺りは対応していきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 相田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（相田恵美子君） すみません、空家等実態調査業務の委託について再々質問よろしいでしょうか。お願いいたします。この調査の後、今後の展開というのはどのようにされる、調査して、その後の段階として町としてお考えはありますでしょうか。

○副議長（小峰 陽一君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 3番、相田議員の再質問にお答えいたします。調査を終わった後の事業の展開ということであります。

今回、空家の調査を業者委託しまして、最終的にその成果が出てくるということになるかと思えます。町としても今回、空家実態調査の中で、所有者に対するアンケートの意向調査などをしております。そのアンケートの意向調査の結果に基づきまして、例えば空家を手放したいとか、そういったいろいろな回答が返ってきます。そうした部分に対して我々定住職員がそれらに対して空家の活用を図るなりしていくという形になっていきます。

以上でございます。

○副議長（小峰 陽一君） 相田議員、以上で終了でよろしいですか。

○3番（相田恵美子君） これで一般質問を終わらせていただきますけれども、意見としてちょっとよろしいでしょうか。住民の方の中には、現状動いて、個人的に行動して調査してデータ化されている方々もいらっしゃいます。それだけ住民の方の関心も高く、また、意識せざるを得ないのが今の奥多摩の空家の現実ではないかと思えますので、今後、調査した後、しっかりとその展開、次のステップに早めに進めることを希望いたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（小峰 陽一君） 以上で、3番、相田恵美子議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時5分から再開いたします。

午前10時50分休憩

午前 11 時 05 分再開

○副議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9 番、石田芳英議員。

〔9 番 石田 芳英君 登壇〕

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございます。

私からは、2 件ご質問させていただきます。

1 件目、子どもの居場所づくりについて質問いたします。

令和 4 年第 4 回定例議会、原島幸次議員の一般質問、小・中学生の不登校の状況についてのご答弁の中で、令和 4 年 10 月末現在、不登校で休んでいる児童は 1 名と生徒は 6 名の計 7 名となっており、不登校児童・生徒が生じないようにするためには魅力ある学校づくりが重要とのことでした。

不登校の要因、背景は個々状況は異なり、複雑で難しい面もあろうかと思えます。子どもさんの目線、立場に立った解決策がますます重要になってくるかと思えます。

近年、学校内フリースペースの設置、スクールソーシャルワーカーの取組、フリースクールの活用など、選択肢の多様化やいろいろな居場所づくりも模索されています。

文科省では、学校に来させることを最終目標にしないとの大きな転換もいたしました。そのため今後、民間施設や N P O との連携・協力も必要になってくるのではと考えます。

1 点目の質問ですが、魅力ある学校づくりの現在までの取組や成果についてお尋ねいたします。

2 点目としまして、町として子どもの居場所づくりについてのお考えや取組はいかがでしょうか。

3 点目、町内にフリースクールはありますか。また、フリースクールとの連携・活用の考えはあるか、お聞かせください。

以上 3 点についてお願いします。

2 件目の中学校部活動の状況と地域連携についてご質問します。

氷川中学校と古里中学校が統合され、平成 27 年 4 月に奥多摩中学校がスタートいたしました。統合により生徒数も増え、部活動も両学校の伝統のものから新しいものも生まれたのではと思えます。

令和 3 年には部活動を改編し、①アウトドア部、②スポーツ部、③カルチャー部、④ボランティア（地域貢献）部の 4 つの部になり、活動されているとのこと。

校訓の中に「『協働』共に学び、考え、実行する」とありますように、コロナ禍の中、

細心の注意を払いながら活動され、生徒同士が部活動を通じて協働して助け合いながらいろいろな経験を積み、大切な心身発達の場になっていると考えます。また、地域の団体が中学校に出向いて一緒に活動を行っているとも聞いております。

1点目の質問としまして、統合以降の奥多摩中学校の部活動の状況について教えてください。

2点目としまして、地域の団体が中学校に出向いて活動を行い、連携されているとのことですが、その活動状況や効果について教えてください。

以上2点について、よろしくお願いたします。

○副議長（小峰 陽一君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 9番、石田芳英議員の子どもの居場所づくりについて及び中学校の部活動の状況と地域連携についての一般質問につきましては、教育委員会の所管事項となりますので、教育長から答弁をさせていただきます。

○副議長（小峰 陽一君） 野崎教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 9番、石田芳英議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、子どもの居場所づくりについてお答えいたします。

文部科学省から令和元年10月25日付の通達、不登校児童生徒への支援の在り方についてで、不登校児童・生徒への支援は、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立するということを目標にする必要があることが支援の視点と示され、議員からご説明がありましたとおり、学校に来させることを最終目標にしないとの転換がありました。

令和5年3月31日付の通達では、不登校児童・生徒への支援について、関係者において様々な努力がなされ、児童・生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきておりますが、近年、不登校児童・生徒数が増加し続け、令和3年度の調査では、小学校及び中学校で約24万5,000人、高等学校を合わせると約30万人に上り、過去最高となるなど、指導上の喫緊の課題となっております。

また、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外で相談、指導等を受けていない小・中学生が約4万6,000人に上ることも明らかとなり、こうした状況を受けて、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策についてが示され、不登校対策のより一層の充実に努めることになりました。

また、議員からご説明がありましたとおり、令和4年第4回町議会定例会において12番、原島幸次議員から、小・中学校の不登校の状況についての一般質問をいただき、不登校児童・生徒が生じないようにするためには、魅力ある学校づくりが重要であり、いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり、児童・生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施、保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築、将来の社会的自立に向けた生活習慣づくりに取り組み、不登校が生じない学校の指導目標である「通いたい、通い続けたい、通わせたい学校へ」推進していく旨のご答弁を申し上げました。

1点目の魅力ある学校づくりの現在までの取組や成果についてはいかがかについてですが、いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくりでは、いじめに関する授業を年3回以上実施し、子どもたち自身がいじめについて考え、行動できるよう指導しています。

また、組織的にいじめ防止に取り組んでいけるよう、教員は年3回以上の校内研修やOJT等を計画し、実施する一方で、いじめ等に関するアンケート調査やスクールカウンセラーによる全児童・生徒を対象とした面接の実施など、日常的に子どもたちの実態把握に努めています。

児童・生徒の学習状況に応じた指導・配慮の実施では、算数・数学において習熟度別指導によって個に応じた指導の充実を図っています。また、学力調査等の結果をもとに、児童・生徒の学習状況を把握し、授業改善に生かしています。

保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築では、学校運営協議会を通して学校と地域連携の充実に向けて取り組んでおり、各校において奥多摩学習を総合的な学習の時間に位置づけ、たくさんの地域の方のお力をお借りしながら学習の充実を図っております。

不登校の現状ですが、1学期末現在、不登校と認められる小学校の児童はおりません。中学校生徒は2名となっておりますが、当町は小規模校であるため、詳細な状況をこの場でお答えいたしますと、個人が限定してしまうおそれがありますので、人数のみお伝えいたしますので、ご理解をお願いいたします。

今後の取組といたしましては、町内の小・中学校の教員を対象とした研修会の実施を予定しています。その際に、魅力ある学校づくりに関する実践等を協議する機会を設定し、不登校の未然防止に向けて引き続き取り組んでまいります。

2点目の町として子どもの居場所づくりについてのお考えや取組はについてですが、児童・生徒が不登校になった場合でも、個々の児童・生徒にとって居場所を感じられるような取組を進める必要があると考えております。

中学校においては、自分の教室に入りにくいときは、教員、教育支援員等が空教室、保

健室等を利用して校内で支援を行っています。

また、福祉会館に教育支援センターせせらぎ教室を設置しています。こちらは当町小・中学校に在籍し、原則として長期に欠席している本人並びに保護者が希望し、利用できる児童・生徒のための学級です。児童・生徒は、いつでもこの学級を訪ね、学習活動を行うことができ、放課後には指導員を訪ね、心おきなく何でも話すことができる場所として活用を図っております。このせせらぎ教室は、在籍校に籍を置いたまま通室し、学校との併用もでき、出席については在籍校と同じ扱いになります。

また、保護者も訪れる教育相談室は、教育支援センターと併設されており、保護者も定期的に相談に訪れ、子どもの様子、学習の悩みなどを話すことのできる居場所になっていると考えています。

3点目に、町内にフリースクールはあるか、また、フリースクールとの連携・活用のお考えはあるかお聞かせくださいについてですが、町内には児童・生徒が希望したとき、いつでも行くことができるフリースクールはございませんが、近隣地区に設置されている施設との連携は可能であり、在籍校の校長が認めれば出席扱いとなり、通学定期もJRとの連携により、学割が適用されます。教育委員会といたしましては、児童・生徒が通学可能か否かの課題も考慮しながら連携・活用を図ってまいります。

次に、中学校の部活動の状況と地域連携についてお答えいたします。

1点目の統合以降の奥多摩中学校の部活動の状況についてですが、平成27年度の奥多摩中学校の生徒数は89名で、両校にあった部活動は引き継がれ、野球17名、ソフトテニス10名、バドミントン12名、バレーボール5名、卓球13名、吹奏楽20名でありました。その後、令和元年では、生徒数が76名で、野球6名、ソフトテニス6名、バドミントン6名、バレーボール6名、卓球13名、吹奏楽6名となりましたが、団体競技の大会に参加するためには人数が不足していることや野球等では中学校の部活でなく、別のクラブチームに所属してプレーする生徒もいる中、生徒数も減少傾向にあることから、令和2年1月に奥多摩中学校では部活検討委員会を立ち上げ、生徒・保護者に対して令和3年度から少人数に対応した活動と持続可能な活動を基本方針とした新たな部活動の再編成をご説明し、ご理解のもと、令和3年度からはスポーツ部、アウトドア部、カルチャー部、ボランティア部の4部となり、令和4年度には、バドミントン部を加え、現在5つの部活動でスポーツ部18名、カルチャー部8名、ボランティア部5名、アウトドア部13名、バドミントン部7名、部活動に所属する生徒は51名となり、これは全生徒数64名に対して約80%の加入率となっております。

2点目の地域の団体が中学校に出向いて活動を行い、連携されているとのことですが、その活動状況や効果について教えてくださいについてですが、活動状況につきましては、アウトドア部では、町内の方から釣りの技術指導を受け、サクラマスプロジェクトのヤマメの稚魚放流イベントや河川清掃に参加しております。

スポーツ部では、奥多摩グラウンドゴルフ愛好会にご指導いただき、校庭でグラウンドゴルフの交流練習を行いました。

カルチャー部では、昨年ふれあいまつりでも配布いたしました奥多摩の写真集「緑風」を町内の方にご指導いただき作成いたしました。今年は作家さんにワークショップ、体験型の講座を開催いただき、作品を作成し、今月末からせせらぎの里美術館での展覧会への展示を予定しております。

バドミントン部では、週2回の練習について地域の方にご指導いただいております、今後も更なる地域連携を図ってまいります。

生徒たちは、地域や各団体との交流を通じて、地域との関わりや新しい人間関係等の繋がりを楽しみ、実感している様子が強く伺える状況であります。

また、グラウンドゴルフでは、指導していただいている高齢者の方が生徒と一緒にプレーすることを楽しみにしており、生徒も交流を通じて高齢者の方々に元気になってもらえているという実感を抱いているようであり、今後は更なる世代間交流も図ってまいります。

○副議長（小峰 陽一君） 石田芳英議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（石田 芳英君） ご答弁どうもありがとうございました。不登校の児童・生徒さんも減少しているということで、7名から2名ということで、取組の効果が上がっているのかなというふうに思います。

何点か再質問させていただきたいと思っておりますけども、フリースクールが1か所あるというのは聞こえたんですけども、言える範囲で結構ですが、具体的な場所とか、お名前とかお願いいたします。

2点目としましては、中学校の部活動の再編後は、外部から連携していろいろ、釣り、グラウンドゴルフ、写真、ワークショップの展示やバドミントン部と交流されて、いろいろと効果が出ているというお話でしたけども、生徒さんにとっては、結構ご高齢の方と一緒にできるから励みになるというようなお話もありましたけども、何かそういう意見とか、思いというのは出ているのかどうかというのが2点目でして、3点目は、地域の連携というのは今後また拡大されるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それともう一点なんですけど、よろしいでしょうか。事業計画の中に放課後居場所づく

り事業というものもありますけども、これについて具体的に実施主体とか、実施内容とか分かるようでしたらお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（小峰 陽一君） 教育長。

○教育長（野崎喜久美君） 石田議員から再質問がありましたフリースクールについて私のほうからご回答させていただきます。

今、フリースクールという形でやっていらっしゃるご本人が、うちはフリースクールなんですということをはっきりとはおっしゃっておりませんでした。ある場所は、せせらぎの里美術館から少し山側に上がったところの古民家を使ってやっておられました。それで、サマースクールを比較的中心にして、山梨県でまず展開して、その後、今、いろんな内容を詰めているという状況でございました。高校の先生方が、比較的心が疲れてしまった先生方が訪れる、そこへ都内の小・中学生、高校生も訪れているということでお話を聞いたことがあります。これについては、長期の休みを利用して、川ですとか、それから山で下草刈りする、そういうことを中心にやっているのですが、毎日開校していない。開校という表現が合っているかどうかは分からないのですが、毎日開いていないんですよということでした。将来的には、観光客の案内を英語でしたいなとか、そういうことも考えながらやっている。現在では大きくフリースクールという形にはしていないというお話は聞いてまいりました。

1点目は以上でございます。あと課長からお願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 9番、石田議員からの質問にお答えいたします。

1点目の質問ですけども、部活動に対して生徒から意見があるかということですけども、特にこれといった意見はございません。

2点目の更なる地域との連携ですけども、中学校には、学校の教員と地域の方6人で組織する地域学校協働本部というのをここで立ち上げました。その中で、学校が必要とする地域の方々を紹介していただく組織的なものを立ち上げました。今後はそこを活用して、更なる地域との連携を図っていきたいと考えております。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 石田議員、再質問の4つ目は、本質問とかけ離れていますので、取り上げません。以上です。

石田議員、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（石田 芳英君） 4番目は申し訳ございませんでした。

再々質問ではございませんけれども、3点目の連携の推進というか、拡大につきましては、私も所属している奥多摩将棋愛好会でチャレンジ奥多摩で、小学校にお伺いしておりますけれども、中学校でも出向いていいのかなというふうなことでご質問させていただきました。どんどん推進していただけるようでしたら、将棋のほうもお手伝いできればなというふうに思います。

また、子どもの居場所づくりは非常に大事だと思いますので、地域を含めて魅力ある学校づくりを今後ぜひ推進していただいて、奥多摩町にはすばらしい教育があるんだということが今後、奥多摩町のステータスになるようなことになればいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

また、令和5年1月20日に発行の「西多摩新聞」の野崎教育長さんのインタビュー記事がありまして、この中で、最後の設問で奥多摩町の教育の展望は今後いかがですかという問いがありましたけれども、これに対して今おっしゃられましたように、「通いたい、通い続けたい、通わせたいと思えるような、誰が見ても自慢できる学校にしたい。次世代の町を担っていく子どもは町の宝。子どもが輝く姿が町を救う。三役の一人として重責を担う中で教育長としてまちづくりの基本方針を十分に理解し、行政に取り組んでいく」というようなコメントがありまして、ぜひそうなるようお願いしたい。通いたいという気持ちは、生徒一人一人の気持ちがそうなることだと思いますので、これはあくまで自発的、自立的な気持ちであろうかと思っておりますので、ぜひこれが実現できることをご期待申し上げ、またお願いしまして、私からの一般質問は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○副議長（小峰 陽一君） 以上で、9番、石田芳英議員の一般質問は終わりました。

次に、12番、原島幸次議員。

[12番 原島 幸次君 登壇]

○12番（原島 幸次君） 12番、原島でございます。

2点質問させていただきます。

まず第1点目なのですが、介護家庭の孤立防止についてでございます。

家庭内で介護されている高齢者が家族から虐待を受けるという例が各地で後を絶ちません。介護に当たっている家庭の孤立を防ぐことが急務である。厚生労働省によると、家族や親族、同居人等に介護されている高齢者が家庭内で虐待を受けた事例が2020年度に1万7,281件となっておりますということでございます。警察などからの通報を受けて市町村が認



定したもので、過去最多となっております。

介護疲れから高齢の夫が認知症の妻を殺害するなど、痛ましい事件が相次いだ。調査では、殴ったり、体を拘束したりするなど身体的虐待や食事や水分を与えないという介護放棄も目立っていた。高齢者に認知症の症状があることも多い。介護者には援助してくれる人も少なく、ストレスがたまりやすいという事情もある。虐待した人と被害者が2人で暮らす家庭が半数以上で、息子から親、夫から妻への虐待が多く、介護する人が誰にも悩みを明かせず、知らずに虐待に走ってしまうことが少なくないのではないのでしょうか。

当町としては、民生委員や社会福祉協議会と連携し、孤立しがちな家庭を早期に把握することが大切であると考えます。また、施設の活用や自宅のサービスに繋げてほしい。自治体と地域が連携し、介護者の負担を減らすとともに、SOSの出しやすい環境づくりをしていただきたい。町のお考えをお聞きいたします。

2点目なのですが、エアコンの設置に伴う補助金についてでございます。

令和5年第2回定例会で、6番、大澤由香里議員から一般質問で、電気料金とか、或いはエアコンの設置の補助金の一般質問がございました。日本列島は高気圧に覆われ、東日本や北日本を中心に気圧が上昇し、7月30日、東京都心では36度、奥多摩町でも35度を記録し、7日連続で35度以上の猛暑日となりました。

気象庁によると、群馬県、埼玉県、栃木県で39度を記録するなど、7地区で39度を超えました。30度以上の真夏日も775地点に上がった。気象庁は、関東甲信地域に熱中症警戒アラートを出し、こまめに水分補給をしたり、不要不急の外出を控えたりするよう呼びかけております。

当町における熱中症対策として、各自治会では生活館で冷房を入れて開放している地域もございます。ただし、夜はありませんで、日中だけでございます。

高齢者の住まいには扇風機だけでエアコンが設置されていない家庭もあります。熱中症防止のため、高齢者や低所得者に対し、エアコン設置に伴う補助金の支給について緊急性を要するため、町のお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○副議長（小峰 陽一君） 師岡町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 12番、原島幸次議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、介護家庭の孤立防止についてですが、町では第5期長期総合計画の高齢者施策に関する具体的な取組方針として、高齢者が生きがいをもって暮らせる地域づくりを掲げ、地域高齢者支援計画（高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）において3つの基

本目標として、1、高齢者が安心して暮らせる地域づくり、2、高齢者の生きがいづくり、3、適切な介護サービスの確保を掲げております。

この3つの基本目標を実現することで、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの更なる深化を図ることができるものがあります。

議員ご指摘のとおり、介護家庭の孤立防止のため、民生委員や社会福祉協議会と連携し、孤立しがちな家庭を早期に把握することが大切であり、町では、毎月開催される民生・児童委員協議会定例会に福祉保健課職員のほか、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター配置の見守り相談員が必ず出席することで自治会単位での状況を把握するとともに、今年度、社会福祉協議会に委託し、体制を整えた成年後見制度推進機関と連携することで、高齢者の権利擁護相談体制を拡充し、虐待防止や困難事例への対応、成年後見制度の活用を更に推進しているところであります。

また、介護者であるご家族の負担軽減のため、要介護状態に応じて、在宅介護サービスを適切に利用していただけるよう、町では町内の介護支援専門員（ケアマネジャー）連絡会を定期的に開催し、情報共有、意見交換を図るとともに、要介護状態が重度化した場合には、地域密着型サービスの1つである認知症高齢者グループホームの利用や、更には施設介護サービスの1つで、町内に4か所あります介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の利用に繋げております。

一方で、当町における高齢者人口（第1号被保険者数）に対する認定者の割合、いわゆる要介護認定率は16.7%で、都平均の19.7%と比較し、2%低く、そのうち要介護3以上の割合は、当町は50.9%、都平均は34.6%であり、これらの数値から、当町の高齢者の方は、介護サービスの利用の入り口である要介護申請をぎりぎりまで我慢し、申請時には要介護度が高い傾向が見受けられます。

介護保険制度は、介護の負担を社会全体で担う制度であり、介護保険料を負担いただくことで必要な介護サービスを利用できることから、議員ご指摘のとおり、SOSの出しやすい環境、言い換えれば介護サービスを利用することで、ご自身、またはそのご家族の直面している問題が早期に発見、解消されるために円滑に要介護申請に繋がられるよう、今まで以上に各地域の身近な相談役であります民生委員皆様と福祉保健課、地域包括支援センターが密接に連携するとともに、改めて介護保険制度の趣旨について町広報やホームページ、地域包括支援センターだより等を通じて周知、啓発を図ってまいります。

次に、エアコン設置に伴う補助金についてですが、令和5年第2回町議会定例会において6番、大澤議員から熱中症対策についての一般質問において国や都からの財源確保が必要であり、エアコン購入費用の助成制度の実現は難しいとご答弁申し上げたところですが、大澤議員からは再質問において、江戸川区の助成制度等ご提言をいただいたところであります。

町の熱中症対策事業は、各自治会に生活館等の開放を委託し、熱中症警戒アラートが発令された日には、防災行政無線の臨時放送で注意喚起を行っているところですが、議員ご説明のとおり、この7月、8月は連日の猛暑続き、熱中症警戒アラートの発令が続いた状況であります。

一方、国は熱中症対策実行計画を策定し、来年から熱中症特別警戒情報が発令されることを踏まえ、また、議員ご指摘のとおり、この猛暑、異常気象は緊急性を要する状況であると私自身も改めて危惧しているところから、来年の夏までに町としてエアコン設置に関する補助制度を創設できないか、また、その財源確保も含め、研究してまいりたいと考えております。

また、先月22日開催の自治委員会議において熱中症対策事業について自治委員から意見を受けており、今年度の熱中症対策事業を振り返りつつ、来年度の当該事業の在り方について年内中に改めて協議する場を設けることとしております。

議会、また自治会からご提言をいただきながら、町といたしまして当町の実情を踏まえ、来年度以降の熱中症対策につきましてエアコン設置に関する補助も含めて検討してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 原島議員、再質問ありますか。どうぞ。

○12番（原島 幸次君） まず第1点の件なのですが、非常に奥多摩は高齢化がどんどん進んでおります。これからも更に進むのではないかと思います。そんな関係で、地域包括支援センター、或いは介護センターを中心に、民生委員、或いは社協、自治会長さんと連携していただいて、孤立防止がないよう、また、虐待がないような連携を図っていただければというこれはお願いでございます。

それから、もう一点のエアコンの設置についてなんですが、実は、自分の地域で、高齢者の方が、息子さんもいるんですが、青梅のほうへ出てしまって1人で住んでいて、扇風機を2台つけて夜寝ていたんですが、夜中の3時頃、熱中症がひどくなって、やっと自分で消防署に電話して消防車に来ていただいて奥多摩病院に入院して点滴を受けたと。暑くて、どこの部屋にもエアコンがないもんで、昨年、師岡町長のほうから住民税非課税世帯

に対して1世帯当たり3万円を支給されております。臨時特別給付金支給ということなんですが、それを足して買えばいいのではないかという人もいるんですが、それは電気料金、或いは物価が高騰して、そちらへどうしてもいってしまうと。そんな関係でエアコンまで手が回らなかったということでございます。

本当に今年猛暑で、エアコンがないとなかなか生活するのも大変だなという感じがありまして、自治会のほうからも何とか町へお願いして、自治会と、それから民生委員と相談しながら、どうしても必要な家庭に対しては、エアコン設置を早期にやっていただければというような意見もございますので、財源確保をしなければいけない、いろいろ財源が厳しいこの町においてかかりますけど、ぜひその辺も高齢者が1人で住んでいる家庭も多くなりますので、併せてご検討いただければ大変ありがたいなと。ご回答は結構でございます。よろしく申し上げます。

○副議長（小峰 陽一君） 以上で、12番、原島幸次議員の一般質問は終わります。

次に、10番、宮野亨議員。

〔10番 宮野 亨君 登壇〕

○10番（宮野 亨君） 通告に従いまして、10番、宮野、2問質問させていただきます。認知症の損害賠償保険制度等について。

全国的に認知症高齢者が増える中、2025年には認知症の人が5人に1人、約700万人に達すると予測され、誰もが認知症になる可能性があり、誰もが介護をする側、される側になり得る極めて身近な問題です。

2007年には愛知県で認知症の方が線路内に入り、はねられるという事故が起き、このとき家族は一審判決で全額約720万円の損害賠償が請求された。その後、家族だけに責任を押しつけるのはおかしいという世論の高まりもあり、2016年に支払い義務を否定する逆転判決が確定。それでも事情によって家族が責任を問われる余地を残した判決は大きな波紋を呼んだ。

神戸市の認知症事故救済制度は、2019年4月にスタート。認知症事故救済制度とともに、早期受診を支援する認知症診断助成制度を組み合わせた充実した仕組みを整えました。テレビ報道でアルツハイマー病の進行を抑制し、認知機能と日常生活機能の低下を遅らせることが確認され、フル承認を取得した世界初かつ唯一の治療薬レカネマブが紹介されました。認知症は、もはや個人の問題ではなくなっている現代社会において、より充実した認知症施策が前に進むことを切に願い、以下質問いたします。

認知症の認知症事故救済制度を支援する取組について。早期受診を支援する認知症診断

助成制度について、町のご所見をお伺いします。

2 問目、災害時等の孤立対策について。

地球温暖化による気候変動がかつてない状況に陥っている。予測を上回る量の大雨による道路の寸断、また、冬であれば大雪による被害など、孤立を考えた場合、命を守ることに目を向けてみた。孤立した環境で1週間、命を繋ぐことができるキーポイントは、水と冷凍食品だと思いました。

ある程度予測できる災害に対しては、事前に備蓄の買い出しをし、ストックしておくことが可能である。一般家庭には大型冷蔵庫があるが、冷凍庫の容量はそれほど大きくなく、1週間分まで満たしていないのではないか。また、今の冷凍食品は長期保存をしても味の品質や品数など、昔に比べて非常によくになっている。

そこで、孤立での命を守る施策の一つとして、冷凍庫、一般家庭が使うサイズの購入を希望する個人に対し、町から購入代金の一部を助成できないか、町の所見を伺います。

○副議長（小峰 陽一君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 10 番、宮野亨議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、認知症の損害賠償保険制度等についてお答えいたします。

国は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年、令和 7 年を見据え、認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、平成 27 年 1 月に計画期間を 10 年とする認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを策定いたしました。

その後、令和元年には、認知症施策推進大綱を策定し、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方やご家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の両輪として、認知症の早期発見・早期対応、認知症に関する様々な民間保険の推進など、関連施策を更に推進するものいたしました。

議員ご説明の神戸市の取組は、全国の自治体の先駆けとなるもので、65 歳以上の方を対象に早期受診を支援する診断助成制度と、認知症の方が外出時などで事故に遭われた場合に救済する事故救済制度を組み合わせる制度として、認知症神戸モデルとされており。

東京都内では、都福祉局所管の認知症検診推進事業における財源を活用して、令和 4 年度までに都内 22 区市町が実施しており、近隣では瑞穂町が昨年 11 月から事業を開始しております。

また、認知症事故救済制度は、都の補助事業はないものの、令和元年に中野区と葛飾区が独自制度として導入され、令和4年度までに都内4区市で実施しており、近隣では昭島市が令和3年6月から事業を開始しております。

議員ご質問の1点目、認知症の事故救済制度を支援する取組についてですが、現在、当町においては実施しておらず、また、検討にも至っていない状況であります。認知症施策に限らず、福祉保健課所管の各事業を実施する場合には、自主財源の乏しい当町においては、その継続性も担保するため、国や都の補助制度を活用する必要があることから、今後、国や都において認知症事故救済制度に特化した補助制度が創設した際には、認知症の方やそのご家族の不安を少しでも軽減し、安心して住み慣れた地域での生活を維持していただくため、東京都へ制度創設を働きかけるとともに、町として早期に実施できるよう、今後、他自治体の取組などを確認し、検討してまいります。

次に、2点目、早期受診を支援する認知症診断助成制度についてですが、現在、当町において当該制度は実施しておりませんが、早期発見・早期受診を目的として、今年6月、要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に自分でできる認知症の気づきチェックリストを同封し、ご自身、またはご家族と一緒に確認し、その点数によって認知症地域支援推進員を配置している地域包括支援センターへの相談や地域連携型認知症疾患医療センターである奥多摩病院への受診勧奨に繋がるよう、周知・啓発を図ったところであります。

一方、東京都の認知症検診推進事業は、補助率10分の10の補助金を活用できることから、ご自身の負担を最小限にして、更なる受診の機会を確保するため、町医師会のほか、都福祉局とも来年から実施が可能であるか、協議してまいります。

次に、災害時の孤立対策についてお答えいたします。

近年の町の孤立化状況は、平成26年2月の大雪では、町内山間部、大沢、日原、中山、小河内地区で266世帯、494名が一時孤立状態となり、令和元年10月の台風19号による日原街道の崩落では、日原地区で45世帯、73名が一時孤立状態となり、大規模な断水や停電なども発生いたしました。その際は、東京都、警視庁、消防庁及び自衛隊など関係機関のご協力をいただき、物資や燃料等を早期に空輸するなど対応いたしました。

また、令和3年7月には、奥多摩湖畔に面する小河内地内の国道で土砂崩れに伴う通行止めがあり、通勤・通学を含む住民生活や観光客、隣接する山梨県丹波山村及び小菅村住民にも影響を及ぼしたことは記憶に新しいところでございます。

台風、風水害などの甚大な災害や大地震の直後は、在宅していても停電や断水、交通の

途絶や地域の孤立化などによる日常生活の支障が発生するおそれがあることから、町では広報おきたまや総合防災訓練実施に伴うお知らせなどを通じて、避難の際に持ち出すものや1週間分の家庭内備蓄をあらかじめ用意しておくようお願いを行っております。

家庭内備蓄の主なものとして、食料品、飲料水、日用品などの生活物資のほか、電池やポータブル電源、カセットコンロや簡易トイレなどのインフラ代替品、常備薬や介護用品、女性用品、乳幼児用品など、その家庭での個別の必需品が考えられることや、それぞれ自分や家族にとって必要なものを考え、準備することが重要であることなどをお知らせしております。

また、食料品や飲料水、消耗品の備蓄は、ふだん使っているものを多めに買って置き、使いながら備蓄する日常備蓄、ローリングストックという方法があり、これにより備蓄品に一定の鮮度を保つことができ、また、備蓄品に慣れておくという点でも有効であることを併せて周知をしております。

ご質問の災害時等の孤立化対策に伴う冷凍庫、一般家庭が使うサイズの購入を希望する個人に対して、町から購入代金の一部を助成できないかにつきましては、各ご家庭にあります冷蔵庫には冷凍機能も設置され、日頃から冷凍食品等も保管されており、冷蔵庫そのものにつきましても各家庭で大きさ、規模、設置場所及び容量等や趣味嗜好も異なることと思われまます。また、冷凍庫での冷凍食品の備蓄は、長期の停電時に使えなくなってしまうおそれがあります。このことから冷凍庫の単体での購入に伴う代金の助成は、活用の見込みや効果の点で必要性が低いと考えられます。

町といたしましては、孤立化対策として防災備蓄倉庫への備蓄の充実に努めるとともに、1週間分の家庭内備蓄や日常備蓄、ローリングストックについての周知広報を引き続き実施してまいります。

いずれにいたしましても台風や大雨による土砂災害や大地震など、孤立化を最小限に防げるよう、各世帯の備えに対する自助意識はもちろんのことですが、各自治会や関係機関にご協力をいただき、共助、公助に繋げるとともに、有事の際の安全・安心に努めてまいります。

○副議長（小峰 陽一君） 宮野議員、再質問ありますか。

○10番（宮野 亨君） 再質問ではございません。要望になります。

その前にご答弁ありがとうございました。また、3月、6月要望しておりました案件について11月1日から2件行われるということで、合わせてありがとうございました。お礼を申し上げます。

認知症のほうにつきまして、東京都に強く働きかけていただいて、少しでも早めにそういうことが実現できるようによろしく願いいたします。お願いをもって質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（小峰 陽一君） 以上で、10番、宮野亨議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 異議なしと認めます。よって、午後1時ちょうどから再開しますので、よろしく願います。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○副議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4番、小山辰美議員。

〔4番 小山 辰美君 登壇〕

○4番（小山 辰美君） 4番、小山です。

私からは、1点質問させていただきます。

町が購入した小型バスの活用について。

令和4年3月議会において町が購入した小型バスの活用について質問しました。そのときの答弁では、日原街道の通行規制後は、町の新型コロナウイルスワクチン集団接種時に送迎バスとして活用しましたが、日常に活用はできていない。今後の活用については、西東京バスと協議し、チャーター等を含めて有効に活用できる方法を探っていきたいという趣旨の答弁がありました。

2台の小型バスは、東京都の理解を得て、積み立てた防災減債基金から繰り入れて購入した大切なバスです。災害復旧時の役目は終わりましたが、その後も有効に活用すべきであると思います。

西東京バスとの覚書では、車両の法定耐用年数5年が過ぎると、町管内での走行義務がなくなるようですが、町から繰り入れた大切な基金で購入した小型バス4,864万円ですから、町管内での活用を図るべきだと思います。

質問です。

- 1、西東京バスとの覚書では、どのような約束を交わしているのか。
- 2、西東京バスとの協議の進捗状況はどうか、伺います。



○副議長（小峰 陽一君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 4番、小山辰美議員の一般質問、町が購入した小型バスの活用についてお答えいたします。

1点目の西東京バスとの覚書では、どのような約束を交わしているのかについてですが、議員からは、令和4年第1回町議会定例会において同一件名の一般質問をいただき、私から答弁をさせていただきました。その際に、購入したのは西東京バスであり、町は東京都の財源を活用の上、補助事業者としての立場にあること、したがって、小型バスの所有者は西東京バスである旨をお伝えしておりますが、改めてご確認をお願いいたします。

さて、当該小型バスの導入目的は、台風19号災害により日原街道が崩落し、車両通行不能となった日原地区住民の交通確保のためであり、この内容は、町と西東京バスで結んだ覚書の目的と基本的に一致するものであります。

このほかに覚書では、購入した車両2台の検査証の写しを提出すること、法定耐用年数である5年が経過するまで町管内での運行を原則とすること、当該5年が経過後、または日原街道の本復旧により当該車両を使用しなくなった場合は、町と西東京バスとで協議の上、取扱いを決めること、覚書に定めのない事項等については協議の上、定めること、そして、覚書の有効期限は令和7年5月までとすることが記載されております。

2点目の西東京バスとの協議の進捗状況はについてですが、年数回の町と西東京バスとの会議等を通じて、これまでも折に触れ、小型バスの日常的な活用方法について協議しておりますが、打開策と言える活用方法は見いだせておりません。

この理由につきましては、過去にも説明しておりますとおり、運転士を含めた乗車定員が29名であり、通常路線バスのように大量の乗客を輸送できない中、比較的運行経路が長くなる町内の路線バスでの活用は、収益面で厳しいとの見解があるためです。また、座席数が10席であることも活用の幅を狭める一因になっているものと考えられます。

しかし、この車両を選定した当初の目的は、台風災害発生時に道路が寸断された日原地区住民の交通手段の確保を最優先としていたことに起因するものですので、ご理解をお願いいたします。

こういった中で、現状におきましても町の新型コロナウイルスワクチン集団接種時の送迎バスとしての活用は継続しております。

また、あきる野市及び日の出町からは、引き続きコミュニティバスの予備車両を含めた使用依頼があり、今年度末までの使用を可能とする協定を町、西東京バス及び両自治体の

間で締結しており、一定の車両活用は図られている状況にあるものと考えております。

一方で、町内における日常的な活用につきましては見いだせていない状況にあります。現在、氷川小学校及び奥多摩中学校のプール授業では古里小学校のプールを使用しており、教育委員会では、児童・生徒送迎のため、庁用バスと西東京バスの中型路線バスを、予約状況等を見ながら並行活用をしております。

今後は、小型バスへの切替え等について運転士の確保状況や費用面等の比較を行うとともに、他の分野でも小型バスの活用ができないか、関係課とも連携を図りながら協議をまいります。

○副議長（小峰 陽一君） 小山議員、再質問ありますか。はいどうぞ。

○4番（小山 辰美君） 再質問ではございませんから答弁は要らないです。

現在は日の出町、あきる野で活躍しておりますが、奥多摩町で優先して活用できるのは、今、答弁でもありましたけども、令和7年5月までということ2年足らずということになります。前回も質問したんですけど、観光用のバスとして使えないのか。実証実験してみたいかでしょうか。有効で上手な扱い方をさせていただきたいと私は考えております。ぜひその辺をよろしく願って、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（小峰 陽一君） 以上で、4番、小山辰美議員の一般質問は終わりました。

次に、1番、伊藤英人議員。

〔1番 伊藤 英人君 登壇〕

○1番（伊藤 英人君） 1番、伊藤です。

持続可能な観光立町について、サステイナブルツーリズム。

令和元年、2019年12月議会での私の一般質問、2020年の外国人旅行者への取組についてで奥多摩町でのオーバーツーリズム、観光公害の提言以来、様々な観光の課題について取り組んでいただき、町職員の皆様には大変感謝申し上げます。

これまでのコロナ禍の間は先の見通せない状況でありましたが、現在は見通しが立つ情勢になりつつあります。これからの奥多摩町の観光の在り方について所感をお聞きいたします。

SDGs、持続可能な開発目標など世界的な情勢変化を受け、観光分野においても新たな価値観としてサステイナブルツーリズムという経済、社会、環境という地域の3つの要素を持続・発展させる観光の考え方が見られるようになりました。日本でも観光庁などが推進し、補助事業を行っております。

奥多摩町ではコロナ禍を経て、町民や町内事業者の中に自分たちの地域資源を積極的に

守ろうとする姿勢が見られ、サステイナブルツーリズムの概念に基づいたコンテンツも、例えば多摩川源流の水干から太平洋までを自転車やラフティングを使って人力で走破したり、奥多摩に生息するヤマメが奥多摩湖でサクラマスとなっていることを実証したりといった規模の大きな事例が既に町内事業者の協力により実施されている状況であります。

しかしながら、観光ごみの問題が現存するように、観光客にとって奥多摩町での観光がサステイナブルツーリズムの実践に繋がっているという考えにはいまだ至っておりません。

オーバーツーリズムという公害への対応と同じく、サステイナブルツーリズムの持つ環境保全や地域振興といった公益の追求もまた、自治体が行い、推進すべきと考えます。

観光立町を標榜する奥多摩町としてサステイナブルツーリズムという観光の在り方を明確に打ち出し、先駆的に取り組むべきであり、町民や町内事業者に醸成されつつある新たな価値観やコンテンツを町としても推進し、奥多摩町から東京や全国、世界へと発信し、SDGsの実現に資するべきと考えます。

ただし、その実行に向けては経済、社会、環境の3要素のうち、環境分野については奥多摩町において観光ごみという形で負の影響をもたらしており、改善が急務であります。

以下、伺います。

①奥多摩町の観光の動向について、これまで先の見通せない状況でありましたが、現在は見通しが立つ情勢になりつつあります。これからの奥多摩町の観光の在り方について町長のご所感はいかがでしょうか。

②サステイナブルツーリズムの機運醸成に向けて環境面の課題解決や奥多摩町の観光の新たな魅力を創出する事業を、例えば町や観光協会が主体となって観光庁や東京観光財団の補助事業などを活用して実施する可能性はございますでしょうか。

③河川や観光トイレでの観光ごみ対策について今夏の対策はいかがでしたでしょうか。観光協会による観光ごみ対策事業の実施以来の観光客専用ごみ袋の販売実績はいかがでしょうか。事業の周知が重要ですので、観光ごみ対策事業を周知する看板やポスターの増設や更なる多言語化の予定はございますでしょうか。

次に、子ども用おむつの無償化について。

子育てにおむつは欠かせません。0歳からおむつを卒業する3歳くらいまでの間に新生児サイズからビッグサイズまで多種多様なおむつを子育て世帯は使用、保管し、兄弟姉妹がいればその量は倍増いたします。店舗が少なく、子ども用おむつを入手しにくい奥多摩町での子育て環境において、おむつの購入、保管は大きな負担です。

本年3月の議会で、保育園のおむつ持ち帰りについて質問し、新たな事業の開始には財

源確保が大きな課題である点は承知した上で、今回は、全町的な子育て世帯へのおむつ無償化の実施と保育現場の負担軽減について伺いたいと思います。

現在、町内の保育園では、保護者がおむつに記名し、その日使う分を保育園に預け、保育園は使用済みおむつを保護者に返却し、保護者が持ち帰り処分するという方式としています。しかしながら、最近では全国的に使用済みおむつは家庭に持ち帰らず、保育園で処分する方法が普及してきております。そこにはおむつサブスクと呼ばれる民間業者による保育園向けのおむつ等使い放題サービスの普及とその導入により、保護者と保育士の作業軽減、体力的、精神的な負担軽減ができるという利点が背景の一つにあります。

しかしながら、保育園でのおむつ処分の実施に課題があるのも事実です。近隣の保育園、社会福祉法人梅郷福祉会梅郷保育園では、昨年度から使用済みおむつは園で処分しております。密封できる大きな容器で一括で保管し、必要に応じて消臭スプレーを使用し、可燃ごみ収集は週2回ですが、悪臭等の問題は夏でも特にないと言います。園や周辺住宅への衛生環境の不安はないものと言えます。

また、国の保育環境改善等事業費で、おむつ保管用ごみ箱の購入等が可能であることも保育所等での処分推奨とともに、厚生労働省により明示されており、令和5年1月23日厚生労働省事務連絡、保管スペースの確保や衛生管理の課題は解決できると思われま

す。家庭の経済状況や居住地域に関係なく子育て世帯がおむつ等を安心して使える環境の提供は、子育て支援充実を目指す奥多摩町にとって大きな強みとなります。財源の問題はありますが、厚生労働省による保育所等での使用済みおむつ処分を推奨する事務連絡の内容も踏まえ、補助実施の検討を願いたく、以下、要望いたします。

①保護者、保育士の負担を軽減し、子どものケアに専念する身体的、精神的余裕の確保のため、保育園で使用するおむつの無記名化、使用済みおむつの園での処分の実施、これらを実現し、安心しておむつ等を使える環境をつくるためのおむつサブスク料金補助といった保育園でのおむつ無償化と保護者、保育士の負担軽減策の実施をお願いいたします。更に個人宅向けおむつサブスクの利用料補助を行い、町民の子ども用おむつの全面的な無料化をお願いいたします。

なお、実施に当たっては、園での処分の先行実施といった段階的な開始も検討していただきたいと思

次に、公園に大人向け健康遊具と防災遊具を。

奥多摩町の各所に公園、スポーツ広場があります。これまで公園は子どもたちのためのものとして整備されておりましたが、少子高齢化の進む現在では、むしろ高齢者の方々を

はじめとする大人の居場所としての位置づけも重要で、更に昨今では公園という公共広場へのかまどベンチ、トイレスツールなど防災遊具の設置も普及し、災害時対応のための機能も公園は持つこととなりました。

むろん子どもの多い地域では、子ども向け遊具の改修、新設も行い、引き続き利用者の利便性、安全性の向上に努める必要があります。

以下、質問いたします。

①地域の公園を単に児童遊園、スポーツ広場として捉えることは、少子高齢化の当町の実情に適しません。児童向け遊具と大人向け健康遊具とを設置することにより、幅広い年齢層が利用し、世代間の交流を促進することができると思います。ご所感はいかがでしょうか。

②各自治会の生活館等には避難所などの防災機能があります。スポーツ広場や生活館等に広場がある場合は、防災遊具の設置も可能かと思われます。健康遊具、児童向け遊具設置により、幅広い年齢層に親しまれる場所に防災遊具を設置することは、防災意識を醸成し、発災時の対応をスムーズにする利点もあると思います。ご所感はいかがでしょうか。

以上、お願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 1番、伊藤英人議員の一般質問にお答えをいたします。

はじめに、持続可能な観光立町について、サステイナブルツーリズムについてお答えをいたします。

国連世界観光機関によると、サステイナブルツーリズムとは、訪問客、産業、環境、受入れ地域の需要に適合しつつ、現在と未来の環境、社会文化、経済への影響に十分配慮した観光とされております。言い換えれば、旅行者、観光関係事業者、受入れ地域にとって、環境、文化、経済の観点で、持続可能かつ発展性のある観光を目指すものとなります。

そして、日本政府観光局によりますと、地域を訪問する旅行者が急増する中で、観光が地域社会、経済に与える効果とともに、過度に旅行者が集中する地域においては、自然環境やそこに暮らす人々の生活に与える問題などの負の影響も出ていると言われており、町においても観光ごみの不法投棄や騒音問題など、様々な問題が発生しております。

サステイナブルツーリズムを取り入れた観光業としては、豊かな自然を生かしたアウトドアアクティビティを観光に取り組むものや地域の伝統や歴史、文化などに親しむ文化体験を軸とした取組などがあり、町においても近年では、キャニオニング、シャワークライ

ミング、サップなどのリバーアクティビティを観光に組み込むものやJR青梅線の無人駅や沿線集落の古民家（空家）、また、集落自体の人や知られざる地域の文化・習慣等を観光資源として活用し、地域住民とともに運営を行う新たな滞在型観光及び体験つきツアー、沿線まるごとホテル事業など、サステイナブルな観光の取組が民間事業者により進められております。

1点目の奥多摩町の観光の動向について、これまで先の見通せない状況であったが、現在は見通しが立つ情勢になりつつある。これからの奥多摩町の観光の在り方について町長の所感はについてですが、新型コロナウイルス感染症の発生以降、感染拡大防止の観点から、都道府県間の移動制限を含め、コロナ禍において人混みを避けて奥多摩の大自然を求めて多くの観光客が訪れるなど、町を訪れる観光客層の変化は私自身も肌で感じているところであり、観光ごみの不法投棄の増加や河川における騒音トラブルなど、様々な問題が出ていることは認識をしております。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが本年5月8日から5類感染症へ移行し、社会・経済活動も再開され、人流も増えてきておりますが、コロナ禍で人々が感じた閉塞感から解放されたこともあり、人気観光地や高級志向の旅を選択している方が多い状況も見受けられます。こういった旅行や観光に対する意識の変化は、まだまだ先の見通しが難しい状況ではありますが、SDGs、持続可能な開発目標という考え方が浸透されつつある現代において、これからの奥多摩町の観光の在り方を考える上でもSDGsに配慮し、今までとは異なる観点を持った観光地域づくりを検討する必要があります。

そのためには町だけではなく、観光客、観光関係事業者、受入れ地域が一体となってSDGsという考え方を共有し、先程述べました観光ごみ問題などの環境面での課題も解消しつつ、国立公園におけるサステイナブルな観光施策を実践していくことが重要であると考えており、そのためにも関係者皆様と連携し、地域の実情に即した検討を進めてまいります。

次に、2点目のサステイナブルツーリズムの機運醸成に向けて環境面の課題解決や奥多摩町の観光の新たな魅力を創出する事業を、例えば町や観光協会が主体となって観光庁や東京観光財団の補助事業などを活用して実施する可能性はについてですが、議員からのご質問にありましたとおり、観光庁や東京観光財団の補助メニューの中には、環境配慮型事業や魅力創出事業など、様々な補助メニューがあります。

町においても沿線まるごと株式会社などの民間事業者の提案に推薦や同意する形で、観光財団等の補助メニューを活用した取組は既に行っておりますが、町や観光協会が事業主

体となることにつきましては、取り組むべき事業や執行体制が構築でき、それに合致した補助メニューがあれば活用は可能でありますので、今後、観光協会とともに研究してまいります。

次に、3点目の河川やトイレでの観光ごみ対策について、今年の夏の対策は。観光協会による観光ごみ対策事業の実施以来の観光客専用ごみ袋の販売実績は。事業の周知が重要なので、事業を周知する看板やポスターの増設や更なる多言語化の予定は、についてですが、令和5年第1回町議会定例会において、6番、大澤由香里議員から、観光ごみ対策について、今年度の観光シーズンに向けた取組のご質問をいただき、お答えしておりますが、まず今夏の取組といたしましては、観光協会と連携し、観光客専用の有料ごみ袋の周知・販売・回収を引き続き行うとともに、昨年度から開始した奥多摩マナーアップキャンペーンについても、この8月11日から20日までのお盆休み期間を中心に、奥多摩自然保護官事務所、奥多摩ビジターセンター、東京都自然保護指導員（都レンジャー）、奥多摩観光協会、JR八王子支社、地域おこし協力隊、町内事業者有志の皆様並びに町観光産業課職員により、氷川溪谷の河川敷においてごみの持ち帰りのお願い、観光客専用の有料ごみ袋の販売、直火や宿泊テントの設営禁止の周知、そして、放置や不法に投棄された観光ごみの回収作業を行いました。現在も引き続きごみ回収作業などは定期的実施しております。また、包括的な連携協定を締結した多摩大学の学生による河川等の清掃活動についても引き続き実施していただきました。

更に河川へのごみ放置等が多発し、改善されない状況から、河川管理者である東京都西多摩建設事務所に対して、町の河川におけるごみ放置の問題や騒音問題についての状況説明及び情報共有を図るよう、私から担当である観光産業課長へ指示し、8月3日に西多摩建設事務所に出向き、その状況を説明しております。その結果、東京都ではソーシャルネットワークサービスX、旧ツイッターを活用したフォロワー数190万人を超える東京都防災サイトに河川でのごみ投棄等の問題を掲載し、注意喚起等を図っていただきました。

このほかの新たな試みといたしましては、河川におけるバーベキューごみの放置や騒音問題が多発していることから、これらの問題を抑制するため、奥多摩ドローン協会のご協力のもと、8月の土・日・祝日の5日間、昭和橋及び寸庭橋下の河川敷の2か所においてスピーカー付きのドローンを活用した河川の監視並びに音声による広報と注意喚起を行う実証実験を実施いたしました。

次に、観光客専用ごみ袋の販売実績についてですが、観光客専用ごみ袋の販売実績としては、令和3年8月の事業実施以降、本年8月末時点で累計1,089枚を販売しており、令

和5年度は8月末時点で653枚を販売し、前年度の1年間の販売数の268枚を大きく上回っており、事業の周知が図られていると感じております。

次に、事業を周知する看板やポスターの増設や更なる多言語化の予定ですが、現時点で事業を周知する多言語化の看板やポスターの増設の予定はありませんが、令和5年第1回町議会定例会において6番、大澤由香里議員からの一般質問にお答えしたとおり、町や観光協会のホームページへの掲載を行うとともに、外国人観光客の皆様が閲覧しやすく、言語選択が可能なSNSを含むインターネットの活用を含め、引き続き効果的な対応策を検討してまいります。

次に、子ども用おむつの無償化についてお答えをいたします。

議員からは、令和5年第1回町議会定例会の一般質問において、保育園のおむつ持ち帰りについてのご質問いただき、私から議員ご提言の民間業者によるおむつ提供サービスは、保護者がおむつの種類を選択できないことや保育園における保護者からの実費徴収の業務負担等の課題もあり、更には当町のように自主財源が少ない小規模自治体において新たに事業を創設する場合には、国や都からの財源の確保が必要であることから、国からの通知を踏まえつつ、当町においてどのような方式が保護者にとって真の負担軽減に繋がるのか、町内の保育園とも協議を重ね、引き続き検討するとご答弁いたしました。

今回、議員からは、保護者、保育士の負担を軽減し、子どものケアに専念する身体的、精神的余裕の確保のため、保育園で使用するおむつの無記名化、使用済みおむつの園での処分の実施、これらを実現し、安心しておむつ等を使える環境をつくるためのおむつサブスク料金補助といった保育園でのおむつの無償化と保護者、保育士の負担軽減策の実現をとのご提言をいただいたところであります。

前回の答弁と重複いたしますが、保育園で使用するおむつを無記名化して使用済みおむつの園での処分の実施は、保管用備品や処分等に係る費用負担のほか、ごみ出し等の業務負担等、解決しなければならない課題があり、今年度に入り、福祉保健課と町内の各保育園と意見交換する中、各園それぞれの考え方がある状況であります。

また、今回、議員から更に個人宅向けおむつサブスクの利用料補助を行い、町民の子ども用おむつの全面無償化を、なお、実施に当たっては園での処分の先行実施といった段階的な開始も検討されたいとのご提言をいただきましたが、町では来年度、計画の最終年度を迎える第2期子ども・子育て支援事業計画を見直し、新たに「こども計画」を策定するため、その前段としてニーズ調査を実施することから、その調査結果を踏まえ、また、保育園をはじめとする関係機関のほか、町の子ども・子育て会議での協議を経て、広くご意



見を伺いながら、「こども計画」の策定と合わせ、15項目にわたる子ども・子育て支援推進事業の見直し、再構築を予定しており、その中で子ども用おむつの無償化についても慎重に検討いたしたく、おむつサブスクに特化してではなく、おむつ購入費に対しての支援も含め、また、保育園でのおむつの処分も合わせて引き続き検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、公園に大人向け健康遊具と防災遊具をについてお答えをいたします。

1点目の地域の公園を単に児童遊園、スポーツ広場として捉えることは、少子高齢化の当町の実情に適さない。児童向け遊具と大人向け健康遊具とを設置することにより、幅広い年齢層が利用し、世代間の交流を促進することができると思う。所感は、についてですが、スポーツ広場につきましては、町民の触れ合いと健康増進及び青少年の健全育成を図るために設置しており、現在は、主にゲートボール場などとして使用されており、また、子ども広場等には子どもが遊ぶための遊具を設置し、町民の皆様にご利用いただいております。

議員からは、児童向け遊具と大人向けの健康遊具を設置し、世代間交流の促進をとのご提言をいただきましたが、既に子ども広場へは遊具の設置があり、また、成人並びに高齢者向けの健康器具については、懸垂運動用の鉄棒や平行棒などの健康器具におきまして子どもが遊んでいて落下や衝突などの事故が報告されております。そのため福祉会館の機能訓練室、シニア筋トレルーム「にっ古里」のほか、介護予防デイサービスを実施している「森の時計」に設置している筋力向上トレーニングマシンの活用や各地域の自身体操グループによる各生活館での「かんたん体操」や「ぼいぼいゲーム」を通じてフレイル予防を図ってまいります。

また、世代間交流の場としましては、保育園におけるウエルカムランチをはじめ、福祉会館及び子ども家庭支援センター内のカフェ等があり、小学生は、放課後子ども教室での陶芸、押し花、折り紙等の教室、中学生は、ジュニア育成地域推進事業として、卓球、バドミントン等で地域の方々に方関わっていただいております。

今後も遊具の設置については、町民に有効活用いただけるよう、福祉保健課、教育課で連携してまいりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

2点目の各自治会の生活館等には避難所などの防災機能がある。スポーツ広場や生活館等に広場がある場合は、防災遊具の設置も可能だろう。健康遊具、児童向け遊具設置により、幅広い年齢層に親しまれる場所に防災遊具を設置することは、防災意識を醸成し、発災時の対応をスムーズにする利点もあると思う。所感は、についてですが、町では、防

災備蓄倉庫を全ての自治会において避難所となる生活館、またはスポーツ広場周辺に設置しており、備蓄内容は、非常食、アルファ米など、飲料水、毛布、土のう袋、テント、担架ベッド、発電機、移動かまど、簡易トイレダンレット及びスコップ、つるはし、ジョレン、チェーンソー等の作業資機材を保管しております。

備蓄している炊き出し用の移動かまどは、緊急時の使用では軽くて組立てが簡単、ガスでも薪でも対応が可能で、特にコンパクトに収納が可能であることから、災害への備えやイベント用などにも広く活用されております。

また、ダンレット簡易トイレは、保管や運びが便利な軽量コンパクトタイプで、環境に配慮し、段ボール製ですので、廃棄するときには分別して再生ごみとして処理することができ、排せつ後はポリエチレン袋の口をロックする帯で閉めれば密閉でき、便座の耐圧強度も 200kgの重さに耐えられる製品となっており、特に、地震時や台風などの災害時の備えや断水時に水洗トイレの代用として容易に活用することが可能とされております。

ご質問の防災遊具、かまどベンチ、トイレスツールなどの整備につきましては、現時点では防災備蓄倉庫に移動かまどや簡易トイレなどの備蓄品が保管されており、地域ごとに緊急時の炊き出しやトイレの対応が可能であることから、今後、新たな施設などの整備計画が行われる際に地域の状況等を考慮して検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再質問ありますか。

○1 番（伊藤 英人君） ご答弁ありがとうございます。再質問あります。

まず再質問の前に、3 問目、公園に大人向け健康遊具と防災遊具をの点についてご意見がありまして、今回の公園は、子どものためだけのものではなく地域全体のためのものとして機能を拡大したらどうかという提案でございました。大人向け健康遊具や防災遊具については、まだいろいろな理由があるということで、導入に関しては実現は今のところはないということですが、それでいうと子ども向けの遊具に関してなんですが、自分は今、丹三郎という自治会に住んでおりますが、住民の方からは、公園などの設備の充実をはじめとして、今住んでいる方にも、これから住むことを検討している方にも、ここに住みたい、ここで子育てがしたいと思ってもらえるような整備を行ってから移住・定住の推進を図るべきなのではないかというふうに意見をいただいております。丹三郎の児童向け遊具は、もう色あせてしまって破損をしている状態ですので、これでこれから丹三郎には移住・定住分譲地ができるのですが、丹三郎という地域が子育て環境が充実しているという印象を移住希望者に持っていただくことは難しいのかなと思っております、大人向けの健康遊

具に関しては、ほかの事業があるからという点がありますが、私が希望しているのは、移住希望者が実際に丹三郎を下見したときに、広場、公園という場所に実際に地域の方たちがいて、そこで遊んでいるというか、集まっている状態が日常にあるという姿を見てもらうこと、それがコミュニティの活発さをアピールすることになるのであって、それが移住・定住政策との絡みの中で重要なことだと思います。

ですので、この点については再質問として、移住・定住政策の進展と合わせて、住民の方からの意見としてはそれに先立って用地周辺の公園等の整備を行って、目に見える形でその地域の子育てのしやすさとか、コミュニティの活発さをアピールしたほうがいいのではないかという提案がありました。ですので、公園等の整備が移住・定住政策にどのような影響を持っているのか、その位置関係というか、関係性についてご所感をお聞きしたいと思います。

2問目の子ども用おむつ無償化についてですが、移住・定住に関してもそうなのですが、子育て支援政策も奥多摩町の重点政策ですが、今、これらの政策は、他の自治体も積極的に取り組んでいるものであって、今後は、各自治体横並びになってしまうのかなという懸念があります。

町内の保育園は2つあるのですから、まずはどちらか一方でもスタートさせてみる、それで様子を見てみるという検討の仕方がいいのではないかなという提案をいたします。これは答弁は不要です。

さて、1つ目の持続可能な観光立町についてですが、ちょうど昨日9月6日は、観光庁を議長としてオーバーツーリズムの対策会議が関係省庁横断的に実施されておりました。観光庁ではオーバーツーリズムのほかにもサスティナブルツーリズムの推進も行っております。この部分は先駆的に奥多摩町が取り組んでいただきたいと思っております。

ただ、ちょっと外国人旅行者のことで自分が気がかりなのは、ベトナムの方たち、かなり多いんですけども、国民性は、勤勉で温和でという形なんですけど、外食時のマナーとしては、食事のごみは自分では片づけず、清掃員や店員の方たちの仕事の確保のために、床や地面にまいておくという風習があって、ごみの放置というのは悪気があるわけではない、悪意はないという側面があります。こういうごみがあるというのは、お店の評価のバロメーターとして認知されているというものです。

奥多摩町を訪れた海外の方が日本や奥多摩の文化を、習慣をしっかりと理解できていないのと同じように、訪れてくれている観光客の方々の考え方や習慣の違いを、こちらも把握できていないというのも一連の観光ごみの問題の要因の一つかなと自分は考えておりました。

て、サステイナブルツーリズムというところの観点から見れば、こういう町内外、国内外の方々との相互理解、多文化共生社会の実現というのも奥多摩町の得意分野として今後生かせるんじゃないかと思っております。

というわけですので、この1問目に関しては再質問として、もしも必要であれば、各国の大使館や外国人向け情報サイトなどへの働きかけや連携は検討しないのでしょうかという点と、先程、昭和橋と寸庭橋のところでは啓発ドローンを飛ばしたということです。その映像というか何というかホームページなどに掲載してもらおうことなどできるのでしょうか。非常に面白い、いい事例だと思います。

それから、いわゆる捨て看板と呼ばれる縦長の看板がありますが、やはりそれは多言語化が必要だということをよく聞きます。今はベトナムのお話がありましたけども、そういった言葉の対応がどこかで必要になると思います。

それから、観光ごみの事業に関しては、対応時間を延長するためには無人化が必要になるかと思えます。その辺の取組をお聞かせください。取組といいますか、観光ごみ対策事業をいかに対応時間を延ばすことができるのか、そこに関してどのような検討をしているのか、お聞かせください。

以上です。お願いします。

○副議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、質問の中に、今回、公表されている質問の中から逸脱しているような質問が出ていますので、それについては回答をする必要はないと考えます。そのほかについて回答できる方、お願いします。

○1番（伊藤 英人君） 具体的にはどの部分になりますでしょうか。

○副議長（小峰 陽一君） 1点目の質問の通告の中には、定住がどうのこうのという文言が入ってきて、そこまでの質問の内容ではないんじゃないですか。

○1番（伊藤 英人君） そうですね、公園全体の話になりますね。公園というものが子ども向けのものであると考えるというのは、今の奥多摩町の現状には……

○副議長（小峰 陽一君） それはいいですよ。それはいいですけど、大人遊具を置いたら定住化に繋がるんじゃないかということは、それは別の話じゃないですか。ここの中の質問にはない。

○1番（伊藤 英人君） そうですね。大人向け遊具を設置することにより、例えば自分は丹三郎に住んでいます。丹三郎に住んでいると、小丹波、川井、梅沢、丹三郎、寸庭も含まれて、ここを周回してウォーキングすることができる。住民の方々がよくそういうふうになっています。この住民の方たちが自身の健康を身近なところで健康維持を取り組

むことができるという環境を充実させていきたいというのがこの大人向け健康遊具を公園などの広場に設置するというのもその目的です。

○副議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、この質問状からは今のことは想像できない。だから回答できないんじゃない。

○1番（伊藤 英人君） そうですね。すみません。

○副議長（小峰 陽一君） どこにもだって、そういうコースを回って健康になるんだよなんて、どこにも入ってないよ。それに対して回答するというのは、回答してほしいというのは無理じゃない。

○1番（伊藤 英人君） そうですね。申し訳ございません。担当課、もしくは回答できる場合は回答をお願いしますということで、この部分は収めておきたいと思います。公園の部分です。

○副議長（小峰 陽一君） 担当課の皆さんについては、この質問の中で答えられる分についてお答えください。

○1番（伊藤 英人君） お願いします。

○副議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、町長の答弁で了解するというのでよろしいですか。

○1番（伊藤 英人君） 今、再質問した1問目のお話で大丈夫。公園に絡んだ質問の部分。というわけですので、1問目の部分は、再質問ではなくて再質問に絡んだ意見、要望ということで、答弁の必要はありません。ということでお願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1番、伊藤議員からの再質問、2点目の持続可能な観光立町についてに絡む再質問ということで、4点再質問をいただいたと理解しております。

まず1点目の大使館や外国人向け情報サイトなどに働きかけが可能かどうかということでございます。先程ベトナムの方がかなり多いというお話で、ベトナム国内でのごみのマナーの問題だとか、そういった部分ご紹介をいただきましたが、ベトナムに限らず、私も8月はマナーアップキャンペーンで河原に行ったんですけれども、聞き取りを行ったところ、かなり多くの国の方がいらっしゃいます。大体どこからいらっしゃったんですかというお話をさせていただくと、国外から日本に旅行に来ている方という方はほぼいなく、都内に住んでいたり、近隣の埼玉県に住んでいて奥多摩の河原を知って遊びに来たという方がほとんどでございます。全く日本語が通じないという方がほとんどいない状況で、何らか日本語、英語という部分で話を通じるという状況が今回、私、回らせていただいて感じ

たところでございます。

大使館や外国人向け情報サイトなどへの働きかけということで、こちらにつきましては町で単独でなかなかこういったところに働きかけというのは難しい状況もございます。西多摩の地域の各自治体、河川がある自治体においては、やはり同じ問題、ごみの問題だとか、騒音の問題、こちらは同じ問題を抱えておまして、私も観光課長会に出席をすると、やはりごみの放置が非常に多くて対応に困っているというような情報もございます。

こういった部分につきましては、東京都とも連携をしながら、単体の自治体ではなく、連携を深めて、こういった部分にアプローチができるのかどうか、今後研究をさせていただきたいと存じます。

また、2つ目の再質問でございますが、今回、ドローンの実証実験を実施させていただいております。この映像をホームページに掲載できないかというようなご質問かと存じますが、今回、実証実験ということで、効果検証も含めて実施をした部分がございます。なるべく顔が映らないような形では撮影をお願いしたところではあるんですけども、どうしてもかなりの人がいらっしゃいますし、音声を流すのに当たっては、やはり河川でパーベキューをされている方が非常に大声を出したり、あと川の音があったりとか、そういった部分で、ドローンがかなり低く飛ばないと、声が聞こえなかったというような情報を、私も河原で聞いておりましたけれども、そういった部分で顔が結構映ってしまうような状況もございます。そういった部分もございますし、今回は実証実験ということでございますので、ホームページへの掲載は、現在のところ考えてございません。

次に、3点目の観光ごみ袋の販売の関係で、捨て看板の部分でございます。多言語化の看板がつかれないかというようなご質問でございます。今現在、河川入り口に日本語だけで販売の周知はしているところがございます。ホームページでは、日本語で、多言語変換をすれば変換できるのかなと思いますけれども、ホームページ等には掲載はしております。

今現在、ちょっと看板のほうはかなりいろいろな種類を掲示をしまして、多言語にしている部分もあるんですけども、ちょっとその辺り整理をしてからこういう看板がつけられるのかどうか、来年の春、今回まだ9月は続くかもしれませんが、また来年の春、本格的にこういった問題が表面化してくると存じますので、それまでにどういった啓発が有効なのかを含め、検討のほうはしていきたいと思っています。

また、来週、マナーアップキャンペーンの振り返りの打合せがございますので、その中でも今回参加された大勢の皆様方のご意見を伺いながら、対策について検討を進めていきたいと存じます。

最後4点目でございますが、無人化が必要という部分と長時間対応の検討というご質問がございました。この部分、今までもこの観光ごみ問題、議員皆様からご心配をいただいて、ご提言等いただいております。その中で、やはりなかなか長時間、何時までやればいいのか、今は6時まで観光協会に開いていただいておりますが、7時にしたらいいのか、8時にしたらいいのか、その間、人員をどうするのか、手当をどうするのか、その辺りも含めていろいろな課題がございます。夏なので、今は観光協会のテラスにごみを一旦集めて、観光産業課の職員がトラックでクリーンセンターに持ち込むというような状況でございますけれども、また無人化をしたときに、今回もあつたんですけれども、ごみが見えると、そこにごみを置いていくと、観光協会のテラスにあっても不法にごみを投げ入れられたというような事例もございます。

そのようないろんな問題がございまして、観光ごみ袋の販売、先程町長からの答弁にもございましたが、今年度かなり枚数が増えております。これも声かけだとか、周知の問題、あとは氷川の商店街の皆様がごみを持って歩いている外国人の方がいると、有料のごみ袋を販売しているので、観光案内所に行ってはどうかというような声かけもしていただいております。

また、森田議員さん等女性議員の方がつくっていただいた多言語のチラシをお渡しいたしまして、言葉がなかなか通じないときには、そのチラシのほうを表示して見ていただいて、ご理解をいただいているということで、商店街の皆様からもそのような取組も行っていますという報告もいただいているところでございます。

いろいろな部分で皆様方のご協力により、観光有料ごみ袋の事業が実施できているということでございますが、なかなか回収、ごみを受け取った後の問題をどうするのかとか、氷川だけでいいのかとかいろいろなご意見等もございますが、課題がなかなか解決できるような課題ではないというところもございますので、こちらにつきましてはまた引き続き観光協会、また関係者皆様との検討を進めまして対応していきたいと考えておりますが、無人化と長時間対応につきましては、なかなか現状難しいかなというふうに担当課としては感じているところでございます。

以上でございます。

○副議長（小峰 陽一君） 師岡伸公町長。

○町長（師岡 伸公君） 様々なご提言ありがとうございます。ここで月曜の朝になると、観光課の職員が留守番1人しかいないというのがもう数か月続いております。私も本当にじくじたる思いで何とかしなきゃいけない、そういうふうに思っておりますが、今、対応

すべきことと、また来年に向けてどうやるかをしっかりと考えなきゃいけないというふうに思っています。

それから、今朝の毎日の朝刊ですけど、御岳でカヌーやアクティビティを主宰している柴田さんの記事が載っていました。今までのいろんな経過を読ませていただきましたけれども、やはり外国の皆様はどうやって対応しているかという部分が記事になかったものですから、これから担当課とも、私もその柴田さんとそういうふうな対応についてどうやっているかというのを1回聞いて、参考にしてとりかかりたいというふうに思っています。

それから、おむつの件ですけれども、いろんな事業をやるにはその周辺の外堀を埋めていくという作業が非常に必要になってきています。特に、公務員の地域手当に関わるものがいろんな地域の地域区分に反映しているんです。特別区は20%ついている、西多摩は3%だ、6%だというのが現状なんです。これはいろんな算定基準があって致し方ない部分もあるんですけれども、最低賃金決めるときは一律幾ら以上にしなさいよと。非常に西多摩郡奥多摩町の事業所がいろんな形で高齢者施設をはじめ、大変苦勞しているというのが実情であります。

最近では待機児童がなくなったと区部は言っていますが、一時は待つくらいいっぱい埋まっていました。でも、そのときでさえ、奥多摩町が0歳児が1名だったり、1歳児が1名だったり、でも、そこに職員は1人張りつけなきゃいけない。責任ある仕事をしなくちゃいけないというところ。

また、保育所の特性として4月には50人だったのが翌年3月になると70名になっていたりとか、そういう運営の在り方なんです。そうすると、途中入所の方のために、常に職員はキープできる状況にしておかなきゃいけない。そこで募集して来るほど、今、人手がないというのが実情です。学校もそうであろうと思います。

そんな中でワークシェアリングをしながら、地域区分の低い中で、やっぱり現場がやっているという実情もぜひご理解をいただきたいと思います。ですから当然、用務員や事務職員の支援については、誠に寂しい状況であります。

例えば今回、このおむつの制度を導入したときに、「今日は1歳児の先生、おむつの回収をお願いします」、その日に何回やるか分かりませんが、多分そんなことが現場では起こってくるんだろうなというふうに思います。でも、せっかくいただいた提言でございます。これから奥多摩町の定住化、それから、若い人たちがしっかりと働ける環境をつくっていかなくちゃいけないのは厳然とした事実でありますので、いただいた提言を先程申し上げた周辺環境の整備と絡めて、どういう形でできるかを我々はしっかりと検討してい



なくてはいけない。それから、おむつの回収の問題も町のいろんな車のローテーションとかそういうことも各課に相談しなくちゃいけない。そういう時間も必要だということをご理解いただいた上で、これからも検討したいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（小峰 陽一君） 伊藤議員、再々質問があれば1回だけ受けます。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。特に再々質問はございません。繰り返しになりますが、先程の公園のお話、あれは、まずは魅力を上げてから定住・移住について本腰を入れて整備を進めるべきなんじゃないかというのが住民の方からの意見でしたということをお伝えしたかったということです。質問ではなく、答弁は必要ないと私も判断しております。各課横断的に取り組めることはあると思いますので、ぜひこれからもよろしくお願いします。ありがとうございました。

○副議長（小峰 陽一君） 以上で、伊藤英人議員の一般質問は終わります。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 邦男君） 異議なしと認めます。よって、14時15分から再開します。

午後2時02分休憩

午後2時15分再開

○副議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、森田紀子議員。

〔2番 森田 紀子君 登壇〕

○2番（森田 紀子君） 2番、森田です。

それでは、私から2件ご質問させていただきます。

まず最初に、オーガニック給食の導入と有機農業についてお伺いいたします。

農林水産省では、令和4年1月、「オーガニックビレッジ（仮称）の創出に向けて」と題し、有機農業産地づくり推進を打ち出しております。世界の有機食品の売上げは増加し続けており、2020年では約1,290億ドル（約14.2兆円）に上り、食の安全について意識が高まっております。

日本でも化学肥料の一時高騰により、飼料の安定供給のため、樹木を利用した有機肥料のバーク堆肥等の需要が高まっております。有機物を活用して化学肥料を減らせば、海外に頼る化学肥料の製造、流通に関わる炭酸ガスの発生を減らせ、堆肥施用は、土壌の炭素貯留を増やし、炭酸ガス増加を抑制します。

環境省によると、日本の森林の炭酸ガス吸収量は、樹木の老齢化の影響で、2014年度の5,220万tから2020年度の4,051万tへ、わずか6年で22%も減少したそうです。一方、堆肥施用による炭酸ガス抑制量は、2020年度で271万t、2030年度の目標の850万tには大きな開きがあり、森林整備、再造林とともに農地への炭素貯留の必要性は高まっております。

令和2年12月議会、一般質問、農地バンクの活用についてでも農地の活用についてお伺いさせていただき、そのとき、農地バンク事業をはじめ、様々な取組が進んでおりますので、引き続き獣害対策を推進するとともに、多様な農地の活用が図られるよう努めてまいりますとお答えいただきました。

そこで質問ですが、奥多摩町では堆肥となる資源が豊富です。まずは小規模な堆肥づくりの場所を確保し、有機栽培をしてくださる方を探し、技術指導等を受けていただき、栽培して学校給食をオーガニック給食にする試みの事業を立ち上げる体制づくりは可能でしょうか。

2、①令和2年12月議会で、大澤由香里議員が学校給食について質問をなさっております。その中で、3、奥多摩町で有機農作物を使ったオーガニック給食を進めることの課題はどんなことが挙げられるでしょうかとの質問で、オーガニック給食導入につきましては、以前から西多摩地区の栄養士会などでも話題に上がっておりますが、提供先が少ないこと、また、安定的な供給が困難であることや高価な食材が多いということなどから、全面的な導入は現状では困難であります。今後も国内産や奥多摩産の食材の使用割合を可能な限り増やせるよう、提供業者や関係団体と連携を取りながら取り組んでまいりますとのご回答をいただいております。

大澤議員もおっしゃっておりますが、オーガニック給食がなぜ必要かと申しますと、ここ26年間で、子どもの障害が68倍になったというデータがあり、グリホサポートやネオニコチノイドとの関連性が懸念されています。農薬については、有機食品でデトックスできることを示す実験結果があります。

オーガニック給食に変えたことで病欠日数が減ったり、給食を残さなくなったという報告が全国でされております。

また、地産地消の有機給食にすることで、地元の環境改善にも繋がったり、自治体のアピールとなり、子育て世代の移住者が増えたという自治体があります。更に、給食で使用する有機米を国が安定的に適正価格で買い取ることで、日本の農家を守ることができます。そのように子どもたちの健康と日本の農業を守るということに貢献するため、奥多摩町で

も有機給食を導入する意義はあるのではないのでしょうか。

今後、奥多摩産の、例えば治助芋やジャガイモ、大根、サツマイモを有機栽培できたら、オーガニック給食の足がかりになるかもしれません。お取組いただくことは可能でしょうか。

②事業を立ち上げるに当たり、農水省のみどりの食料システム戦略の事業として、2025年までに100市町村のオーガニックビレッジを創出しようという試みがあり、現在、全国の市町村のうち84自治体が宣言しています。奥多摩町も利用できる推進事業があります。奥多摩町の戦略として、有機給食を導入することはメリットがあります。その利用は検討されておりますでしょうか。もしされていないのであれば、その理由をお聞かせください。

続きまして、ゲノム編集トマト苗についてお伺いいたします。

昨今、科学者や消費者の間で問題視されているゲノム編集食品についてですが、2021年9月、サナテックシード株式会社とパイオニアエコサイエンス社がゲノム編集したトマト苗を2023年から全国の小学校へ配布する計画を発表しました。遺伝子組替え技術に代わる新たな技術として研究が進むゲノム編集技術、遺伝子組替え食品やゲノム編集食品はまだ不明な点が多い未完成な技術であり、様々な懸念があります。しかもゲノム編集食品については、事業者の届出は任意です。食の安全性審査や環境影響評価、表示義務もない現状では、消費者の知らない間に流通してしまう可能性があり、消費者の知る権利、選択できる権利が奪われています。

そこで、①ゲノム編集したトマト苗を受け取らない意思表示をしたのは332自治体ですが、奥多摩町の小学校ではゲノム編集されたトマト苗を受け取りましたでしょうか。

②受け取った場合、ゲノム編集された食物のデメリットの要素を小学校のご父兄や子どもたちにお知らせいただきましたでしょうか。

私からは以上です。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 2番、森田紀子議員の一般質問にお答えいたします。2点目のゲノム編集トマト苗については、教育委員会の所管事項となりますので、後程教育長から答弁をさせていただきます。

はじめに、オーガニック給食の導入と有機農業についてお答えをいたします。

有機農業とは、有機農業の推進に関する法律において化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由

来する環境への負荷をできるだけ低減した農業生産の方法を用いて行われる農業と定義されております。

また、日本農林規格、有機JAS規格の基準に従って生産され、第三者機関が検査し、認証された事業者が生産した農作物のみ「有機」「オーガニック」等と表示ができることとされており、次の3つの基準が定められております。1、周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること、2、は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと、3、組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないことなどが規定されております。

ご質問の1点目、小規模な堆肥づくりの場所を確保し、有機栽培をしてくださる方を探し、技術指導等を受けていただき、栽培して、学校給食をオーガニック給食にする試みの事業を立ち上げる体制づくりは可能でしょうかについてですが、議員からは、令和2年第4回町議会定例会において、農地バンクの活用についての一般質問をいただき、その答弁の中で、町の農業の状況について、急峻な地形の中で段々畑や傾斜地の畑など、小規模な畑が点在し、そのほとんどが自家消費の野菜を栽培しているとお答えしており、営農者についてもワサビ栽培をされている方以外はほとんどいない状況であります。更に、高齢化や担い手不足などの理由により、不耕作となった畑が増えている現状もございます。

このような町の農業環境や担い手不足などの状況から、先程申し上げました様々な基準を満たし、本格的に制度を構築することは困難であります。小規模な取組として試みることは可能と考えておりますので、学校や教育委員会の意見を伺い、研究してまいります。

2点目の奥多摩産の治助芋やジャガイモ、大根、サツマイモを有機栽培できたらオーガニック給食の足がかりになるかもしれません。お取組いただくことは可能でしょうかについてですが、令和2年第4回町議会定例会で、大澤由香里議員から、奥多摩町で有機農作物を使ったオーガニック給食を進めることの課題は、にお答えしたとおり、有機農作物については、提供先が少ないこと、安定的な供給が困難であることや高価な食材が多いことなどの課題もあることも事実であります。

しかし、有機給食を導入することはメリットがあると考えておりますので、1点目のご質問でお答えしましたように、小規模な取組から開始し、奥多摩産の食材を含め、有機農作物の使用割合を可能な限り増やせるよう努力をしてまいります。

次の事業を立ち上げるに当たり、農水省のみどりの食料システム戦略の事業として、2025年までに100市町村のオーガニックビレッジを創出しようという試みがあり、現在、全国の市町村のうち84自治体が宣言しています。奥多摩町も利用できる推進事業がありま

す。奥多摩町の戦略として有機給食を導入することはメリットがあります。その利用は検討されていますか。されていないのであればその理由は何でしょうか、についてですが、オーガニックビレッジとは、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のことを言います。

農林水産省では、みどりの食料システム戦略を踏まえ、オーガニックビレッジの創出に取り組む市町村の支援に取り組んでおり、有機農業産地づくり推進事業等を推進しております。

この事業は、有機農業の拡大に向けた有機農業実施計画の検討を行うとともに、試行的に有機農業の生産、流通、加工、消費の取組を行い、有機農業実施計画がまとまった段階でオーガニックビレッジ宣言を行い、計画の実現に向け、計画に基づいた取組を進めるものとなります。

1点目のご質問でお答えしたとおり、町の農業環境や担い手不足の状況から、有機農業の生産、流通、加工、消費までの取組を行い、有機農業実施計画を策定し、実施することは、現状では困難であり、検討まで至っていない状況であります。ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 野崎教育長。

〔教育長 野崎喜久美君 登壇〕

○教育長（野崎喜久美君） 2番、森田紀子議員の一般質問、ゲノム編集トマト苗についてお答えいたします。

ゲノム編集トマト苗についてですが、国ではゲノム編集技術とは、狙った遺伝子を意図的に変化させることにより、品種改良のスピードを速め、従来では困難であった品種を開発できる育種技術の一つとしています。

サナテックシード株式会社は、厚生労働省に血圧上昇抑制やリラックス効果があると言われていた健康機能性成分ギャバの含有量を高めたトマトの届出を行っております。

1点目の町立小学校ではゲノム編集されたトマト苗を受け取りましたかについてですが、町立小学校におきましては、ご質問の会社からゲノム編集したトマト苗の問合せや配布はありません。したがって、2点目のご質問である小学校のご父兄や子どもたちへはお知らせしておりません。

なお、2年生の生活科の時間でトマトを育て、観察を行っておりますが、苗は西東京農協から購入しております。

以上です。

○副議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問はありますか。どうぞ。

○2番（森田 紀子君） ご答弁ありがとうございました。

まず、オーガニック給食の導入と有機農業についての再質問なんですが、先程ご答弁いただきました中で、小規模な取組から可能な限りしていただけるということで、本当にありがたいと思います。

また、有機給食についてですが、やはり 100%有機の食材で給食をつくるというのはこの自治体でもとても困難なことで、まずは調味料からとか、まずはお米からなど、ほんの一部からはじめるところが多くて、例えば武蔵野市の例なんですが、武蔵野市では1つの小学校から始まった安全給食でしたが、お米、野菜、果物、調味料など徐々に増えて、現在の武蔵野市の給食の食材は、食材基準が低農薬、無農薬、有機栽培のお米と野菜、非遺伝子組換えの飼料でつくった卵などを使っているそうです。

ですので、先程お答えいただきましたように、ほんの少しからでも、0.1%からでもいいので、まず足がかりをつくっていただけたらと思っております。例えばお塩を普通の精製されたお塩ではなく、値段も高いですが、海のお塩を、海水からとったお塩を使っていたりなど、少しのお取組をしていただける可能性はあるのかどうか伺いたいことと、あと例えば奥多摩に若者定住対策等で移住していただく方に、今、休耕地が奥多摩はたくさんあると思うんですが、有機栽培をしていただく方の希望を募って移住していただくなど、そのようなお取組をいただける可能性はあるかどうかお伺いさせていただきたいと思っております。

以上です。

○副議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 2番、森田議員からの給食で少しのところから有機のものを使えないかというご質問にお答えいたします。

今現在、町の給食の状況ですけども、食材費の高騰により大変厳しい状況になっております。4年度の食材費につきましては、最後のところで8万円ちょっと赤字という形で決算のほうが終わっているような状況です。

そのような状況を受けまして、5年度から給食費を300円ずつ上げさせていただくようなことを今考えております。また、5年度、そのような形で上げさせていただいて、食材のほうに少し余裕ができるようでしたら、徐々にでも有機のものをはじめていきたいと思っております。

教育委員会としても有機のものと、健康なおいしいものを子どもたちに食べさせていき

たいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 2番、森田議員の再質問にお答えいたします。

2点目のいわゆる移住された方に有機栽培の休耕地にというようなご質問でございますけれども、今、町で持っている休耕地という部分で、そういう場所というんですか、なかなか現状ないという中で、移住された方に有機栽培の募集というか、現状はなかなか難しいかなというところがありますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○副議長（小峰 陽一君） 森田議員、再質問ありますか。

○2番（森田 紀子君） 再質問のご答弁ありがとうございました。奥多摩町は給食費無料で、しかも赤字ということで頑張ってくださっているのは重々存じております。今年度300円アップということで無理は申せませんということ、でも、ほんの少しでもしていただけたら大変ありがたいという希望を持っております。ぜひよろしく願いいたします。お塩を変えるだけで花粉症が治ったとか、アレルギーが治ったとかいうお話も聞きますので、ぜひ実験的によろしく願いいたします。

また、移住者の方、休耕地、奥多摩に住んでいる若い人でさえ農業をやるのはやはり厳しい状況で、わざわざ移住してきた方に農業をしていただくのは厳しいかもしれませんが、もしそのような奥多摩に来て、自然に触れて畑をつくりたいなみたいな人がいらっしゃったら、ぜひ進めていただけたらと思います。そのような形で要望を申し上げさせていただきますので、ぜひよろしく願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

○副議長（小峰 陽一君） 以上で、2番、森田紀子議員の一般質問は終わります。

次に、5番、木村圭議員。

〔5番 木村 圭君 登壇〕

○5番（木村 圭君） 私からは、1点質問させていただきます。これからの奥多摩観光についてでございます。

奥多摩町は、これまで長い間、観光立町を標榜してきました。訪れる観光客は、インバウンドや在日外国人も多くなり、観光に対する楽しみ方や考え方などが変わってきていると感じています。

そして、新型コロナウイルス感染症が長く続き、今年5月に法的位置づけが5類に移行したことにより、町に訪れる観光客の変化は更に加速し、様々な問題が発生しています。

町がこれらのことに対応した観光政策を取らなければ、観光立町が成り立たなくなるのではないのでしょうか。

そこで、これからの奥多摩町の観光について師岡町長のお考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

○副議長（小峰 陽一君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 5番、木村圭議員のこれからの奥多摩の観光についての一般質問にお答えいたします。

昭和30年の奥多摩町の発足に当たり、新町建設の指標の一環として観光立町の宣言をして以来、観光協会の設立をはじめ、溪流釣場、キャンプ場、温泉センター、鳩ノ巣荘などの観光施設、むかし道、鳩の巣溪谷遊歩道、数馬峡遊歩道などの遊歩道、海沢体験農園、森林セラピー事業での体験や癒やしをテーマとした滞在型観光施設の整備などを行い、観光事業の振興を図ったことにより、観光地としての知名度も上がり、観光客も年々増加傾向となっております。

これも我々の先輩たちが観光立町を脈々と受け継ぎ、今日まで築き上げた成果であり、私もその精神を引き継ぎ、自然豊かな町の魅力を発信し、観光振興に努めてまいり所存であります。

しかしながら、議員からのご質問にありますように、新型コロナウイルス感染症の発生以来、感染拡大防止の観点から観光用駐車場の閉鎖や指定管理施設への施設休業要請など、今まで想定していなかった事態が発生するとともに、都道府県間の移動制限を含め、コロナ禍において人混みを避けて奥多摩の大自然を求めて多くの観光客が訪れるなど、町を訪れる観光客層の変化により、観光ごみの不法投棄や違法駐車が増加するなど、様々な問題が発生しているのも事実であり、先程、1番、伊藤英人議員の一般質問でお答えしたとおり、町として各種の対策を講じているところであります。

私が考えるこれからの奥多摩の観光については、町の豊かな自然を生かした観光振興を基本としつつ、時代の変化や観光客のニーズを的確に捉えた施策を展開しなければならないと考えております。

また、長年の課題であり、難しいことは十分承知しておりますが、いま一度、日帰り観光から滞在型観光への転換についても検討をはじめめる必要があると感じており、そのためには民間事業者皆様との連携、町有財産の利活用を積極的に進めてまいりたいと考えております。



民間事業者等の連携といたしましては、東京アドベンチャーラインを基軸として、JR東日本株式会社八王子支社との連携を強化するとともに、青梅線沿線において古民家ホテルの整備を行い、宿泊事業と体験型コンテンツの提供を予定している沿線まるごと株式会社とともに沿線の活性化を目指してまいります。

更に、令和3年8月6日に野村不動産ホールディング株式会社と持続可能な社会の実現に関する包括連携協定を締結し、同社が設立した森をつなぐ合同会社により、循環する森づくりの事業もスタートしており、地域材の活用や地元の産業・雇用の創出も含め、持続可能な森林経営の実現に向け、町としても連携を図ってまいります。

また、令和4年9月22日に開かれた社会を志向し、自然豊かな奥多摩町を軸とした地域社会への貢献を図るため、包括的な連携に関する協定を締結した多摩大学とも連携し、関係人口とも言える学生の若い力を借り、地域活性化に資するよう大学連携事業を推進してまいります。

町有財産の利活用等につきましては、令和4年第4回町議会定例会で木村議員から、町有地である琴清苑跡地の有効利用についての一般質問をいただき、答弁しておりますが、旧琴清苑跡地の町有地を株式会社ジェイアール東日本土地開発が土地を借り、建物を含めた開発を行うもので、VERTERE(パテレ)合同会社が事業経営を行っているクラフトビール醸造事業の事業拡大のため町有地の活用を図るものですが、この事業は単なる事業拡大ではなく、町の新たなスポットとして観光、経済、雇用、そして税収といった様々な面で有益な事業になるものと期待をしております。

このように民間事業者や大学との新たな連携や町有財産を利活用した新たな事業展開も始まっており、新しい風も吹いておりますが、住民皆様をはじめ、町内事業者皆様との調和が重要と捉えておりますので、私がしっかりとかじ取りを行い、皆様のご理解をいただきながら、これからの観光振興に努めてまいります。

○副議長（小峰 陽一君） 木村議員、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（木村 圭君） 答弁ありがとうございました。ぜひ今おっしゃられたことに対して実現していただきたいと思います。

それにまた足して、何点か質問させていただきます。冬季のお客さんというのがなかなかいなくて、例えば食堂だとかそういうところも冬にはお客がいなくて、なかなか経営が難しいとか、いろんなことを聞きます。そういうことで年間を通して観光客を誘致できる施策というのが必要じゃないかと思えます。

2点目として、先程観光駐車場というようなお話もありましたけど、実は昨年、私のう

ちの前の駐車場に中国人らしき人が仲間3台で車を停めて、そこを借りている人が帰ってきて、すぐに警察に連絡して、かなり騒ぎは大きくなって、そういうことがありました。また、今年も同じことが、これはどこの人だか、黒人だったんですけど、バイクで来て、それを停めて、やはり迷惑かけたというような状況がありました。

これも駐車場があれば、観光客の人も無理やり人のところに停めるとか、お金がもったいなくてということではないと思うんで、ぜひとも観光駐車場を、どこか空いている場所なり、何かのイベントがあるときにはそういうところを利用する。特に花火大会とかそういうようなところで利用できないか。ぜひ検討していただきたい。

自動車で来られる人はそういうことかと思うんですけど、あと電車で来た人に、奥多摩駅にタクシーが時々1台いるかいらないか、こういうことだと、電車で行ってタクシーに乗って山へ登ろうとか、そういう人は昔はよくいたと思うんですよ。やはりタクシーが常に1台、2台いるというような、確保するような施策が必要じゃないかなと思うんですけど、そういう要望です。

あと、4番目としまして、セラピーロードですとか、むかし道、特に、むかし道の境地区では落石の危険があり、昨年一時交通止めのような状況もありましたけど、やはり観光客の人がけがをしたら元も子もないというようなこともありますので、ぜひともこういう危険地区については整備をお願いしたい。

あと5番目、最後ですけど、奥多摩湖の湖面利用の活動なんですけど、現在まで町が何度も東京都水道局に対して申出をしましたが、実現しておりません。方法を変えて、例えば町民、都民、或いは観光客の署名運動をして小池都知事、或いは都議会に請願して、例えば奥多摩観光の起爆剤となるような湖面利用をする。白丸のダムでも利用している、あそこは河川だという評価らしいですけど、例えば神奈川県津久井や相模湖ですとか、ああいうところ、私の友人なんか船で行かなければ行けないキャンプ場なんかも経営している者もおりますけど、やはりそういう楽しみ方も膨らませる、そういうことが必要だと思うんです。

例えば留浦の島勝商店、食堂の前あたりは、かなり水面までなだらかで行けますので、ああいうところに浮橋・栈橋を造るとか、或いは山のふもとと村の前にやはり浮き・栈橋を造って、カヌーだとか何か水遊びができる施設を造る。そういうのが町の起爆剤になるんじゃないか。これを町の町政70周年記念の記念事業とかそんな位置づけにして実現したらどうかなと思いますけど、いかがでしょうか。お願いします。

○副議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 5番、木村議員からの再質問にお答えいたします。

私からは、1点目の冬季のお客さんが少ないということで、年間を通した観光客誘致という部分、その次の観光駐車場の関係、この2点についてお答えをさせていただければと思います。

木村議員からお話があったとおり、冬季の観光客誘致ということで、これは長年の課題で、なかなか実現難しいというような状況でございます。そんな中で町では、ご承知のとおり、冬季の宿泊助成のほうを実施させていただき、コロナ禍ではありましたが、650人から対象2,000人に増やすとともに、町の商業協同組合の商品券を1泊1,000円分配するというような事業で、少しでも観光客の方に町に来ていただきたいということで助成事業はやっている状況でございます。

しかしながら、奥多摩に来られてもなかなか冬場見る観光スポットがないというようなところは度々ご指摘をいただいているようなところでございます。年間通して観光客が多く来ていただけるということは非常に目標としていきたいところではございますが、今後、冬季の観光誘致の部分について、こっちの部分、なかなか難しいというところは承知しておりますが、検討のほうはさせていただければと存じます。

また、観光駐車場のトラブルの関係で、議員のお近くの南氷川の地区でも違法駐車があったというようなお話をいただいております。こちらの南氷川以外では、やはり空いている土地に、特に外国人の方が停めてしまっているとか、日本人の方も登山客の方が駐車場がなく、神社の駐車場とかに勝手に停めてしまうとか、そのような報告は町のほうに入っている状況でございます。

町としてもなかなか駐車場の整備が難しいということでございますけれども、a k i p p a（あきっぱ）という駐車場シェアリングサービスと事業連携を行いまして、鳩の巣地区を中心に今展開はしているところですが、町有地の活用も含めて今17台のシェアリング駐車場のほうを確保しているようなところでございます。

こちらにも広報でも周知をしたり、チラシを入れたりしているんですけども、更地というか、空いている土地はあるんですけども、やはりごみを捨てられたりとか、駐車場で、もし自分の倉庫だとか、そういうところにぶつけられて逃げられたらどうしようというようなことで、町のほうにもそういった心配のお声は届いております。保険にもわずかではありますが、事業者が入っておりますので、そういった部分も更に周知をしながら、そういった活用も図っていただければと思います。

花火大会のお話もございました。今回4年ぶり開催ということで、多くの車も含めて、

お客さんが来られまして、お昼過ぎですが、登計原の駐車場を臨時駐車場と、柵席つきですが、有料駐車場として開放したんですけれども、夕方近くにはもう既に満車になってしまったということで、こちら奥多摩病院周辺の路上駐車だとか、更地に停められたというような報告もございます。なかなか駐車場の部分、難しい課題ではございますが、引き続きJRを使って来ていただきたいというお話はしているところでございますけれども、やはり車でないと移動ができないというようなお話もいただいております。

また、タイムズカーシェアなんかも最近よく使っている部分も見えますので、そういった部分を含めて、また改めて周知のほうを図ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 5番、木村議員さんからの再質問の中で、3点目、駅前タクシーのお話と、それから5点目の湖面利用のお話をいただいております。

駅前タクシーの部分、ご説明のとおり、日常的にはリーガルタクシーが1台という状況でございます。休日、或いは観光シーズンには、ほかにもう1台、2台というところで、臨時的には配置はしていただいているところでございます。こちらにつきましては、以前の京王タクシーからリーガルに移る際に、やはりリーガル側でも、いわゆる増車、増やすということで、国のほうとも現実的にやり取りをされたという記録が残っています。ただ、国交省のほうとのやり取りの中で、最終的にはそれが認められなかったというような状況で現状の1台というお話を聞いているところでございます。

ただ、今、いろいろな交通の問題も変わってきていますので、また時間も経っていますので、一度リーガルのほうにもその辺の話の確認はしていきたいと考えております。

また、先程、観光産業課長からも再答弁ございましたけれども、いわゆる町としてはJRを使っていただきながら、その先2次交通ということの充実を図りたいという思惑もございます。1つには、先程のカーシェアの部分、こういったところの充実も図っていききたいということ、また、2次交通の主なものとしてはやはり西東京バスという部分、こちら先日来、法定協議会の立ち上げの話とかもさせていただいておりますけれども、いかにお客さんに使っていただくかというのが今テーマになっていますので、これは町だけではなくて西多摩地域、それから東京都の都市整備局も絡めてということで、今そういった計画づくりもしておりますので、2次交通全体という意味で図っていききたいと思っております。

また、ちょっと前には沿線まるごと株式会社、こちらのラボは鳩ノ巣駅ですけれども、前年度以前には実証実験という形だったんですけれども、電動バイクとか、それから電動自

転車、こちらの貸出しなんかもやったりしていましたので、そういった民間事業者のほうの動きというのチェックをしていきたいというふうに考えております。

それから、湖面利用、奥多摩湖の関係でございます。こちら木村議員がおっしゃられるとおりで、過去からずっと水道局のほうには都の町村会の要望を通じてということも含めて湖面利用のお願いをしてきているところでございますけれども、水道局のお答えといたしましては、水道専用ダムということで、ちょっとそれは難しいという回答が長らく続いております。

また、事例としては議員から神奈川県相模湖の利用の例もいただきました。この辺も町としても承知をしているところですが、水特法という法律がありまして、その辺の成立のタイミングで奥多摩湖はそれに適用されないとか、そういったお話も水道局からもいただくこともあるんですが、この辺につきまして、山のふるさと村、或いは留浦の島勝食堂さんのあたりとか、使いやすんじゃないかというご提言もいただいております。また、70周年のお話もいただいたところなんですけれども、いずれにしても水道局のほうとしても水と緑のふれあい館含めて、それから丹波山村、小菅村、奥多摩町の3か町村の連絡協議会というところにも水道局と一緒にやってもらったりということもあります。そういったことも含めて、改めて切り口を変えるといたしますか、それ具体的に何ができるか分からないんですけども、そういうものを探って、何か解決の糸口が見つければということで、町内含めて検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 続きまして、4点目のご質問になったかと思うんですが、むかし道や遊歩道、それからセラピーロード等についての安全確保が必要じゃないかというようなお話をいただいたというふうに受け止めてございます。

むかし道は、本当にウォーキングコースとして非常に人気が高いルートになっておりまして、この夏休み期間も多くの方が歩かれているというような状況でございます。また、これから紅葉シーズンを迎えるに当たって、夏より更にお客さんが増えてくるのではないのかなというふうなところで感じているところでございます。

むかし道につきましては、かなり古い時期に開設されたルートということで、山側は切りっ放しの斜面で、川側には古い石積みが積まれているというような環境のルートとなっておりますので、斜面のほうからの、落石、または土砂の流出等が頻繁に起こっているというような状況でございますが、いずれにしても観光客皆様の安全を確保するというのは本当に大切ですし、むかし道については住民の方の生活道路にもなっているという環境で

ございますので、今年度も当初予算の中でお認めいただいておりますけれども、災害防除事業等を継続して計画して、危険箇所については斜面对策を行って、今後もむかし道は非常に観光資源として重要な路線でもありますので、安全を確保してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 師岡伸公町長。

○町長（師岡 伸公君） いろいろなご提言ありがとうございました。湖面の活用については企画財政課長からお話ありましたけれども、以前3か町村の集まりのときに、ダム管理、当時の所長さんに教育的見地で、小菅村、丹波山村、奥多摩町の子どもたちを船に乗せて、いわゆる水源教育をする場合には、乗せてもらえるのだろうかというふうなことをちょっと質問した経緯がありまして、当時のダム管の所長さんは、それだったら可能じゃないかというふうなことを言っていました。先程どこか切り口をというふうなことを申し上げましたけれども、その辺りから少しやっていけたら、再度もう一回やっていけたらというふうな感じを持っております。

それと同時に、山ふるの園地のあそこだけだったら、エンジンを使わないボートをどうだろうかという、そういう打ち出しもする必要があるのかどうか、その辺りも含めて担当の水道局さんと、これから言える時期を見ながらやっていけたらというふうに思っています。

それと、本当に島勝さんの前のところは桜が咲くと最高のシチュエーションで、観光客の皆さんもあそこで喜んでおられますけれども、ここでダムの水位が災害以来、少し常に理想的な水位が少し下がっているんです。80%の半ば以上になかなかならないんですね、雨が降っても。結局、それは北関東とのあれだとか、それから災害対策等のいろんなことがあってそういうことだと思んですが、それによって湖面の利用の仕方が制限されるということも若干あるかと思えます。その辺りも少し研究材料、検討材料にしていかなければいけないかなというふうに考えています。

それから、セラピーロード、担当課からもありましたけれども、環境整備課とあとおくたま振興財団で常にあそこをやっぱり見たり利用したりしていますので、注意喚起をしてまいりたいと思うと同時に、実は今、全国のセラピー基地の会長が私でありまして、この11月に全国のセラピー基地の方々が奥多摩に訪問することになっています。せっかく先輩がつくったセラピー基地でありますので、しっかりと補正でも予算をちょうだいしましたけれども、整備して、そういう方を迎え入れて、なお奥多摩の観光整備基地があるんだということを全国に知らしめると同時に、近隣、東京都の皆さん、ましてや町民の皆さんに

そこを訴えて、みんなでそこを発展していく努力をしなくちゃいけないというふうに思っています。

それから、あと駐車の関係は担当課から申しあげましたけど、冬の観光です。これは、実は私が公約の中で星を眺めるスポットをぜひつくるんだということを申しあげました。申し訳ありません。まだできておりません。財団のほうで、足湯をやったり、それから星を眺めるツアーはやっていますけれども、いわゆるプラネタリウム的な、どこかの場所に行けば必ず見えるという、まだ環境になっておりません。これも今のように本当に天然の天候に左右はされますけれども、その星を眺めるツアーをやったほうがいいのか。やはりしっかりと場所をつくって空を眺めることをしたほうがいいのか。これは残された私の任期の中でもしっかりと冬の観光には向き合ってまいりたいというふうに思っております。

今、いろんな指定管理施設にもお願いしていますが、自然環境を生業にしている施設には、やはり冬の観光のヒントをいっぱい出してくれよと言っているんですが、なかなか本業以外は提案が出てこないという実情で、その辺りもしっかりともう少し我々が言わなきゃいけないというふうに思っていますので、そんな程度を含めて奥多摩の観光をこれからしっかりとやってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 木村議員、再質問はいかがですか。

○5番（木村 圭君） いろんなお答えありがとうございました。ぜひ実行していただきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

○副議長（小峰 陽一君） 以上で、5番、木村圭議員の一般質問を終わります。

お諮りします。本日、高橋議長が欠席しているため、地方自治法 106 条 1 項の規定により、副議長である私が議長の職務を行ってまいりましたが、副議長であります私が一般質問を行うため、臨時議長を選出したいと思います。臨時議長は、年長の議員が臨時に議長の職務を行うというふうになっておりますので、12 番、原島幸次議員にお願いしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。

お諮りします。臨時議長と議事進行を交代するため、会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、3時20分から再開します。

午後3時06分休憩

午後3時20分再開

○臨時議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、小峰陽一議員。

〔8番 小峰 陽一君 登壇〕

○8番（小峰 陽一君） 8番、小峰です。

質問させていただきます。奥多摩駅前広場の活用状況と夜間照明の増設をということで質問させていただきます。

奥多摩駅前広場は、平成26年4月からJR東日本用地の使用協定を結び、駅前観光トイレの設置や休日や祝日のイベント会場の用地として使用されていますが、年間の使用状況はどうなっているのでしょうか。また、使用協定の内容について差し支えなければ教えてほしいと思います。

また、4年ぶりの山のふるさと花火では多くの観光客が町を訪れ、盛大に行われ、奥多摩駅前広場は、観覧者で混雑状態となっていました。花火終了後は帰宅電車を持つ人たちが夜半まで駅周辺で乗車待ちをしている状態となっておりました。観光案内所前の広場は薄暗く、保安上夜間照明が必要であるなというふうに感じました。

平常時も駅前横丁、お稲荷こみち方面を通り帰宅する人たちも多く、観光案内所前一带が暗いので、夜間照明の増設を希望する人たちがいることは事実であります。ご対応をお願いしたいと思います。

○臨時議長（原島 幸次君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 8番、小峰陽一議員の一般質問、奥多摩駅前広場の活用状況と夜間照明の増設をについてお答えいたします。

1点目の奥多摩駅前広場の年間使用状況と協定内容を教えてほしいについてですが、議員からご説明がありましたとおり、奥多摩駅前広場につきましては、町とJR八王子支社との間において平成26年3月31日付で管理運営協定書を締結し、同年4月1日から町が管理主体となってJR用地である駅前広場の使用を開始いたしました。

はじめに、年間の使用状況についてですが、通年では日原方面のバス乗り場及びタクシーの待機場所として使用しております。

また、駅舎横から観光案内所の間いわゆる広場部分では、イベント開催時の使用や登



山者等に対して安全な行動を促す広報・啓発活動などでの使用があり、広場の管理をはじめた平成 26 年度から令和 2 年度までの年間使用日数は、20 日から 30 日程度でありましたが、令和 3 年度は 57 日、令和 4 年度は 129 日の使用実績がございます。

次に、協定の内容についてですが、この協定の目的は、広場の公共性及び旅客公衆の利便性を保持するとともに、歩行者及び車両等の運行を安全かつ円滑に行うためとされております。具体的には、バス、タクシーなど事業者の利用に対して明確な維持管理運営を行うことを目的として協定を締結しております。

J R用地のうち、協定で定める 524.78 m<sup>2</sup>の管理運営協定区域の借用方法については、無償使用を条件として当該協定区域の固定資産税を免除することとしており、その使用に当たっては原則として公共利用、観光など地域の発展や公共交通の利用促進などを目的としており、広場の維持管理や使用方法の指示などは町が行うこととなっております。また、物品の販売や募金活動については、町及び J R の事前承認がなければできないこととされており、こういった項目が協定内容に示されております。

次に、2 点目の観光案内所前帯が暗いので、夜間照明の増設対応ができないかについてですが、担当課において夜間照明の設置状況や明暗度について確認を行いました。それによりますと、奥多摩駅の駅舎 2 階に複数の照明灯が配置され、夜間は日常的に点灯しているとともに、駅コンコースからの照明が広場を含め、外部の広範囲に一定の明るさをもたらしていること、駅前観光公衆トイレの外部照明が点灯していること、また、観光案内所から福社会館方面にかけては街路灯が設置されており、車道側についても同様の状況であり、観光案内所の階段下の待合所でも照明が点灯しているなど、観光案内所前帯は、他の地域と比較しても広範囲に一定の明るさが確保されている状況にあるものと考えており、現状におきましては照明設備の増設に関しましては予定しておりませんが、明るさ、暗さの感じ方は個人差やイベント時などの状況にも左右されるものと考えられますので、ご理解をお願いいたします。

○臨時議長（原島 幸次君） 小峰陽一議員、再質問はありますか。どうぞ。

○8 番（小峰 陽一君） 今後、使用の状況は決して多いというふうには思えないんですね。そんなことで、私もどんなふうにとやたらいいかというのは具体的にないんですけど、今後どのようにこの広場の活用の幅を広げていくかというのは、観光の一点にも影響すると思うんで、ぜひそこら辺の考えがありましたらお伺いしたいと思います。

○臨時議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 8 番、小峰議員さんからの再質問にお答え申し上げます。

す。

奥多摩駅前広場の使用状況についてということで、現状として先程町長からもご答弁申し上げた中で、日数については申し上げたところでございますけれども、年間 365 日あるという中では増えてはいますけれども、129 という中で半分には達していないというところで、多いとは思えないというお話でございます、数字のほうから言ってもその部分は確かにおっしゃるとおりかというふうに考えているところでございます。

再質問のほうですけれども、活用の幅をどう広げていくのか、考えをというお話でございます。現状としましては J R と協定を結んでいく中で、先程事前承認があれば募金だとか、販売ということも可能という中で、逆に言うと、ある一定の制限がかかっているという状況にもなっています。そこの一つの意味合いとしては、無償で借りているというか、使わせてもらっているという部分もあって、そこに一定の営利が発生しますと、なかなか活用する上では J R 側として支障があるのではないかというところも想定するところであります。

ただ、現状として、例えばよく日常的にはわさび食堂さんのほうが移動販売車というんですか、使っていただいています。その辺も観光協会に加盟しているということで、観光協会の P R 活動の町の特産物の P R の一環という形で使っていただいているという状況でありますけれども、そういった仕組みの中で、もうちょっとほかに何か複数のといいますか、活用方法ができないのかなということも今後、模索をしていきたいと思えます。

また、コロナ前は、J R が主体となったおくだマルシェとか、お酒提供の奥多摩フェスタというようなことも年に数回定期的に行っていたところであるんですけども、こちらのほうもコロナのタイミング含めてそれが行われてないという一方で、ただ、地酒を飲んでいただくというようなことで臨時列車を出していただいたりというようなことも、いろいろやり方が変わってきている状況のタイミングなのかなというところも考えているところでございます。

ご承知のとおり、今、庁舎建設の整備に関連して J R ともいろいろな交渉協議も進めているところであります。それはそれとして、また観光の振興という側面も含めて、同時に、私のほうも何したらいいのかというお答えができないのが大変申し訳ないんですけども、J R の企画総務の窓口が町のほうといつも対応していただいていますので、そういったところで、広場だけではないという形になると思うんですけども、町のほうへお客さんたくさん来ていただく、また、その一環としてあそこの広場をにぎわせていただくというようなことも町単独だけではなくて、J R は逆に協定相手でもありますので、協力もいただ

きながら、そのやり方なりを今後協議していきたいというふうに考えております。まとまりのない話で大変申し訳ございませんが、そういうような考え方ということでご理解のほうよろしく願いいたします。

○臨時議長（原島 幸次君） 小峰陽一議員、再質問はございますか。

○8番（小峰 陽一君） ありません。ご回答いただきましてありがとうございます。ぜひ観光面でも有効に何か策があると思うんで、ぜひよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

○臨時議長（原島 幸次君） 以上で、8番、小峰陽一議員の一般質問は終わります。

ここで少々お時間をいただきたいと思います。

午後3時32分休憩

午後3時33分再開

○副議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、小峰が会議を担当いたします。

次に、6番、大澤由香里議員。

〔6番 大澤由香里君 登壇〕

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

私からは、2点質問させていただきます。

まず、奥多摩町消防団の在り方について質問いたします。

まず、奥多摩町消防団におきましては、平素から地域住民の安全を守るため、献身的なご尽力をいただいておりますことにこの場をお借りして敬意と感謝を申し上げます。

消防団は、消防組織法第9条に規定される市町村の消防機関であり、地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安心と安全、命と財産を守るという重要な役割を担っています。

構成員である団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も併せ持っています。

消防団が要員動員力や即時対応力という特性を発揮していくには、各地域の実情に応じた適正な団員数を確保すべきですが、近年、全国的に見ても消防団員の減少、高齢化が顕著です。消防庁のデータによりますと、1950年代前半には200万人以上いた団員が2022年4月には78万人に減少しています。年齢構成では30歳未満の団員の割合が減少する一方、40代や50代以上の割合が増加するなど、高齢化が進行しています。職業構成では、かつて、自営業者などが中心を占めていましたが、被用者である団員の割合が増加してお

り、昭和 43 年の 26.5%が令和 3 年には 74.1%に達しています。

奥多摩町においても決して例外ではなく、被用者の割合は 9 割を超え、1991 年には 414 名であった団員数も本年 2023 年には 239 名と著しく減少しています。地域に必要な消防力を適切に維持するための対策は喫緊の課題です。

さて、消防庁では、これまで消防団員数が減少していることや災害が多発化、激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員数を確保することを目的とした議論を行っています。

2017 年に消防団員の確保方策等に関する検討会、2020 年に消防団員の処遇等に関する検討会を開催し、2018 年 1 月と 2021 年 8 月にそれぞれの検討結果が公表されました。その中で特に重要だと思える項目について取上げたいと思います。

報告では、消防団の中核となる基本団員については、災害時に求められる多様な役割を十分に果たすことができるよう、その質の確保も重要となる。このため操法訓練のみならず、その他災害時に求められる多様な役割を果たすために必要な知識、技術を身につけるための訓練等をバランスよく行うことが必要である。災害に備えた訓練の例としては、救助活動のためのチェーンソー等の資機材の取扱いの訓練、水害を想定した水防工法の訓練、応急手当での訓練等が挙げられる。こうした訓練を行う際は、基本団員に過重な負担がかからないよう、真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施することが求められる。

更に、基本団員の訓練の在り方については、求められる役割に応じて定期的に見直していく必要がある。少子化の進展や被用者の割合の増加等に伴い、特に若年層の入団者数の減少が進んでいることから、社会環境の変化に合わせて消防団を若年層や被用者がより参加しやすいものとする、中略、必要がある。家庭やプライベートを優先するなど、若年層の価値観が変化していることや共働き世帯が増加していることを踏まえ、中略、消防団の加入に繋がるよう、中略、見直していく必要がある。新たな社会環境に対応した団運営とするため、団内部での幅広い意見交換を十分に行うとあります。

また、平時の消防団活動の在り方として、災害の多様化を踏まえ、中略、より地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練について引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、積極的な検討を行うべき。訓練の充実にあたっては、団員に過重な負担がかからないよう、真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、創意工夫を図るべき。操法大会については、大会本来の目的を踏まえた適切な運営に努めるとともに、各主催者において点検や随時の見直しを行う。消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応するため必要であるのみならず、ひいては消防団加入のインセ

ンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられることから、積極的に取り組むべきとあります。

これらの提言に基づき、以下質問いたします。

1、消防団員の処遇改善のため報酬がアップされましたが、そのこと以外で価値観が変化している若年層や共働き世帯、多くの被用者が参加しやすい消防団となるよう工夫や改善されたこと、または検討していることがあればお聞かせください。

2、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となっており、住民の消防団への参加の阻害要因となっているという指摘があります。消防団に希望して入団したが、操法大会の練習が大きな負担となり退団したという事例もあると聞きました。社会状況の変化のもとで、操法大会に参加しないことを決めた自治体も増えつつあります。本町においても操法大会の見直しが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

3、本年から女性消防隊員が7名入団されました。提言にもありますように、昨今の災害は多様化、激甚化しております。消防団員には消火の操法以外にも様々な災害に対応する技術の習得等、多様な役割が求められています。女性消防隊員の役割、活動内容についてお示しください。

次に、マイナンバー保険証について質問いたします。

マイナンバーを用いた健康保険証、通称マイナ保険証が大問題となっています。マイナンバーカードをめぐるのは、公金受取口座の誤登録、コンビニでの証明書の誤発行、別人へのマイナポイント付与、別人のマイナンバーへの年金情報誤登録、他人の医療情報のひもづけなど、トラブルが相次ぐさなか、2024 年秋に現行の健康保険証の廃止などを定めた改定マイナンバー法が去る6月2日、国会で成立しました。

8月8日、マイナンバーの誤ったひもづけに関する政府の総点検本部が中間報告を公表しました。健康保険証を一体化したマイナンバーカードに他人の保険証の情報が登録されていた事例が新たに1,069件確認され、既に判明したものと合わせて8,441件に上りました。他人の医療情報に基づいて誤った診断や薬の処方が行われれば、命に関わる危険があります。絶対にあってはならないことです。

8月17日付のしんぶん赤旗によると、約4,000万人いる協会けんぽ加入者の1%に当たる約40万人分のひもづけ作業が終わっていないということも明らかになりました。ほかの保険組合でも同じことがあり得ると指摘されています。誤登録や未登録などの問題が発覚した場合でも、現行の保険証があれば確認ができますが、保険証が廃止されれば確認は困難となります。医療関係者からは、保険証存続を切実に求める声が上がっています。町民

からも不安の声が上がっています。

そこで、以下質問いたします。

1、町民のマイナンバーカードの取得と保険証ひもづけの状況はいかがでしょう。

2、町民のマイナンバーカードにひもつけた登録情報のチェック状況はいかがでしょう。

3、町でのトラブルの発生状況はいかがでしょう。また、奥多摩病院などでの対応はどうなっていますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 6番、大澤由香里議員の一般質問にお答えいたします。

はじめに、奥多摩町消防団の在り方についてですが、消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法第9条に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関でございます。

構成員である団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、ボランティアとしての性格も併せ有しております。地域における消防防災のリーダーとして、消火活動のみならず、地震や風水害等多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導、災害防御活動など、非常に重要な役割を果たしております。

更に、平常時においても住民への防火指導、巡回広報、特別警戒、応急手当指導等、地域に密着した活動を展開しており、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしております。

平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担っていただいている消防団員の活動に感謝申し上げます。また、近年は女性の消防団への参加も増加しており、特にひとり暮らしの高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍をしております。

大澤議員が申されますように、全国の消防団員数は、1955年に200万人、1990年に100万人を割り込み、2022年4月1日時点で約78万人となり、80万人を下回るのは1954年の統計開始以降ではじめてと報道されております。

奥多摩町につきましても1991年に414人であった団員数が2023年には239人に減少しており、少子高齢化が進行していく中で、消防団員の確保をいかに図っていくかが喫緊の課題となっております。

このような喫緊の課題を解決するために令和3年4月13日付消防地第171号消防庁長官発出の消防団員の報酬等の基準の策定等についての通知により、消防団は、地域の消防防

災体制の中核的役割を果たす存在だが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であること、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっていることが示されました。このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命、身体、財産の保護に支障を来すという、これまで以上に強い危機感が示されました。

なお、この通知の発出翌年には、消防団員数は80万人を割り込みました。

このことから市町村にあっては、本通知の内容や消防団を中核として地域防災力の充実強化に関する法律第13条において国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとするとしてされた規定に基づき、出動報酬の創設や報酬等の団員個人への直接支給の徹底など、消防団員の処遇改善等を図るため、令和5年第1回町議会定例会に奥多摩町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を上程し、班長、団員の年額報酬の改定及び出動報酬等の基準についてご審議の上、ご決定をいただきました。

ご質問の1点目の消防団員の処遇改善のため報酬がアップされましたが、そのこと以外で価値観が変化している若年層や共働き世帯、多くの被用者が参加しやすい消防団となるよう工夫や改善されたこと、または検討していることがあればお聞かせくださいについてですが、消防団の年間における活動、訓練、行事では、春季火災予防運動、秋季火災予防運動における警戒活動、その他警戒活動、年末特別警戒活動、定期訓練、火災を想定した訓練、消防ポンプ操法審査会、訓練所への研修等の活動が展開されております。

このような活動等に対し、待遇面では年額報酬及び出動報酬の支給があり、併せて災害対応に必要な防火服、活動服、編み上げ靴などは個人に支給され、公務災害補償、退職報酬金、表彰等の制度がございます。また、消防団活動に対するお礼と更なるご理解を得るため、ご家族を対象に、短い時間ではありますが、レクリエーション大会として、家族との触れ合いの場を設ける取組もしております。

そして、何よりも地域に密着した活動に参画することにより交流範囲が広まり、地域社会に溶け込みやすくなるほか、郷土愛、地域を守る使命感など、消防団員の信頼感は大きなものと言えると思います。

2点目の操法大会を前提とした訓練が大きな負担となっており、住民の消防団への参加の阻害要因になっているという指摘があります。消防団に希望して入団したが、操法大会の練習が大きな負担となり退団したという事例もあると聞きました。社会状況の変化のも

とで操法大会に参加しないことを決めた自治体も増えつつあります。本町においても操法大会の見直しが必要だと思いますが、いかがですかについてですが、消防団ポンプ操法審査会は、団員の平素の訓練成果について総合的に審査するとともに、消防操法の技術及び機関運用の技術並びに節度ある協力動作と気力を編成し、もって団員の士気高揚と訓練意欲を高め、消防力の強化、消防団員相互の協調連携を図ることを目的として実施しております。

また、何より消火活動等有事の際に早期に対応できるよう、日頃からの資機材の操作や訓練を実施することは、安全で安心して消防団活動を行う上で大切な活動の一環でございます。

ただし、消防団員の減少などを考慮すると、各分団における小型動力ポンプの部やポンプ自動車の部の出場隊数につきましても減少しておりますので、操法審査会開催による不安事項等の解消について消防団長等のご意見もお聞きし、検討してまいりたいと考えております。

3点目の本年から女性消防隊員が7名入団されました。提言にもありますように、昨今の災害は多様化・激甚化しております。消防団員には、消火の操法以外にも様々な災害に対応する技術の習得等、多様な役割が求められています。女性消防隊員の役割、活動内容についてお示しくださいについてですが、令和5年4月9日に氷川小学校体育館で行われました消防団任命式におきまして、今まで不在であった女性消防団員として7名の方に入団いただきました。

女性消防団員の主な活動内容としては、規律訓練等、消防団事業への参加、火災予防等啓発、後方支援活動等で、女性の視点を生かし、地域の防火指導、広報活動、応急手当ての啓発などの消防団活動に従事していただくことをお願いしております。

いずれにいたしましても消防団を取り巻く環境では、消防団員の確保・加入促進、消防資機材の整備・充実など、地域に最も身近な防火・防災機関である消防団の活動は、ますます期待され重要になっており、地域における消防力・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たしていますことから、消防団に対し、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

次に、マイナンバー保険証についてお答えをいたします。

マイナンバーカードと健康保険証が一体化された場合、医師が服薬や特定健診等の情報をその場で閲覧できるため、患者はデータに基づいた、よりよい医療を受けることができるようになります。また、被保険者証や限度額適用認定証など、複数の証が一元化される



ため、利便性も向上いたします。

しかしながら、その一方で、議員がおっしゃるとおり、マイナンバーカードと健康保険証の誤ったひもづけに関しましては、あってはならないことであり、被保険者が医療機関を受診する際にトラブルが生じないようにすることは大変重要なことだと考えております。

マイナンバーカードへの一体化にはメリットがございますが、町といたしましては、最大のメリットを最小限のリスクで享受するべきと考えており、マイナンバーカードと健康保険者の一体化の進捗を注視しているところでございます。

ご質問の1点目、町民のマイナンバーカードの取得と保険証ひもづけの状況はについてですが、奥多摩町における8月1日現在のカード申請率は77.8%、交付率は69.2%となっております。

保険証とのひもづけ状況につきましては、町で確認できるのは、国民健康保険と後期高齢者医療保険の被保険者のみであり、国民健康保険では、被保険者1,188人中601人、50.59%、後期高齢者医療保険では、被保険者数1,351人中587人、43.35%がマイナンバーカードで保険証利用登録済みでございます。社会保険等、他の保険者を含む全体の状況は把握できませんので、ご理解をお願いいたします。

2点目の町民のマイナンバーカードにひもつけた登録情報のチェック状況はについてですが、俗に言う総点検的な登録情報のチェックはしておりません。これは基本的に地方自治体の場合、住民基本台帳情報とシステム的に情報を連携しておりますので、手入力での作業が必要な保険者と違い、登録誤りは起こらない仕組みとなっております。

また、国保及び後期高齢者の保険においては、システム上での個人番号の誤登録疑いを検知する仕組みがあり、仮に誤登録があってもエラーとして検知されるため、登録の都度、エラーチェックができています。

3点目の町でのトラブルの発生状況は、また、奥多摩病院などでの対応はにつきましては、現在のところ、当町の国民健康保険及び後期高齢者医療保険としては、誤登録等によるトラブルは確認されていません。

また、奥多摩病院につきましても昨年12月1日から顔認証つきカードリーダーを設置し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を実施しておりますが、利用方法等で相談されることはありましたが、特に誤認証や認証できない等のトラブルは、現在まで発生しておりません。

なお、導入から今年の7月末までの外来受付件数は7,038件になりますが、マイナンバーカードを利用された方は、今年の4月から7月末までの間で107件となっております。

今後は利用者も増えることと考えられますので、病院といたしましても丁寧な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。

では、再質問、奥多摩町消防団の在り方についての部分で、全団員向けのアンケートの実施、相談窓口の設置、消防団活動の再定義、基本計画の構築について再質問させていただきたいと思いますが、消防団員、消防団の経験者の方々に率直なご意見を伺いましたので、紹介いたします。

操法大会についてのご意見です。操法大会の練習が毎日はずかしい。大会を開催するのなら、練習を毎日ではなく隔日にするなど、練習日時の制限を設けてほしい。小型動力ポンプの部とポンプ自動車の部の両方ではなく、どちらかだけにしてほしい。核家族で子どもが生まれたばかりでも操法大会に強制的に参加させられた。家庭の負担が大き過ぎる。操法大会の動きが不自然。有事にあのような動きはしない。単純にスピードを競うだけでもいいのではないか。採点の中身が不明。項目ごとの得点を公表してほしい。消防技術の習得といった、そもそもの目的からそれて操法大会に勝つための訓練になってしまっている。一部のスキルしか身につかない。

一方、操法大会に肯定的な次のようなご意見もありました。緊張感を持って取り組むことでスキルが身につくので、操法大会はあったほうがいい。操法大会の練習をやることで団の絆が深まり、有事のときにお互いに信頼して動ける。自分の団は信頼もでき、尊敬もできる上司や仲間であり、正直、仕事が終わってからの練習はずかしいが、やりがいも感じている。

また、消防団全体についてのご意見も寄せられました。昔の時代につくられた組織ややり方を時代が変わった現代で同じように行うのは無理がある。町内に引っ越してきたら消防団への加入が当然のような流れもあるが、それだと居つかない人もいるのでは。やめたくても円満にやめさせてもらえない。ボランティアであるはずなのに強制させられる。上下関係が厳しく、宗教的。これまでのやり方が絶対だと信じ込んでいて、意見をしても否定され、聞く耳を持たない。消防以外では腰が低いのに、消防の場では威張り散らす上層部に嫌悪感を感じる。パワハラ、アルハラ気質が強過ぎてなじめない。

私が伺ったのは一部の方だけです。団員全員に伺えば、もっと多様なご意見が出てくるかと思います。ぜひこういった様々な意見をくみ上げる全団員向け、できればやめた方も含めてのアンケートから行ってはどうでしょうか。

また、常時意見を受け付ける相談窓口の設置が必要だと思います。そして、様々な意見をもとに消防団の組織改革を進め、消防団の魅力をアップすることが団員確保に繋がるのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、地域ごとの消防団活動の再定義や基本計画が必要ではないでしょうか。例えば氷川地区周辺は消防署が近いので、消火活動よりも水利点検に重点を置く訓練をする。大丹波や小河内では消防署よりも早く動けるので、消火活動の訓練もするなど、こうした地域の特성에応じた消防団の役割を定義づけすることで、自分が所属することに意味を持たせられるというご意見もあります。

また、地震や豪雨災害なども視野に入れ、ドローンやチェーンソーなど多様な機械の技術や資格の習得などもできるようにすることで消防団加入の動機づけにもなります。そういった多様化する災害にも柔軟に対応し、かつ団員の負担軽減が図れるよう、操法大会の取組方を含め、消防団活動の再定義、基本計画を新たに構築する必要があるのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

以上、アンケートの実施、相談窓口の設置、実施の際には個人が特定されないようにしないと正直な意見は出てこないと思いますので、秘匿性を保証することが重要です。そして、消防団活動の再定義、基本計画の構築についてお考えをお聞かせください。

マイナンバーカードについてです。国民健康保険や後期高齢者医療の場合は町で把握できるということでしたが、協会けんぽや共済組合などの被用者保険の場合は把握が無理ということでした。また、町では今のところ問題はないとのことですが、使わないと分からないという面もあり、今後、誤登録や未登録などの問題が発覚する可能性があります。

全国では続出するトラブルに不安を感じて返納希望者が増えていると言います。また、政府は、マイナ保険証を一度登録しても解除できるようにすると説明しています。町では、そういったマイナンバーカードの返納希望者やマイナ保険証の登録解除希望者はいるでしょうか。また、トラブル続出のニュースを受けてのご相談などはあるでしょうか、お聞かせください。お願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6番、大澤議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

1点目の意見を聞くアンケート等でございますけれども、こちらにつきましては、消防団につきましては常時、正副団長分団長会議を行っております。その中で各分団長が団員の意見も聞いて会議に臨んでございます。そのようなことから、今後も団員等の意見等につきましては、そういう会議の中で進めさせていただきたいと存じます。

2点目につきましては、基本計画の構築の部分でございますけれども、現在、訓練につきましては、月2回、1回目につきましては水利点検、2回目につきましては資機材の点検ということで、確実にその部分は実施しております。また、それ以外ですけれども、定期的に各分団では会議等含めて活動の場を行っております。

この点検の部分につきましては基本計画、再構築の部分ということでは、改めてこの部分は計画の策定等につきましては実施しないという方向に進んでまいります。確実な点検を行っていただくよう、町からも要請をお願いしていくということでご理解していただきたいと存じます。

また、1点ですけれども、町長の答弁の中にはなかったんですけども、大会に対してですけれども、こちらは今回、団長要請といたしまして、4月以降、7月2日に大会が行われましたけれども、町では6月いっぱいの中で訓練回数を30回に抑えなさいという指示も行いました。また、訓練が終わったら速やかに自宅に帰宅するようという指示も行われております。大会の訓練については、そのようなことも行われておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 6番、大澤議員のマイナンバーカードについての再質問にお答えします。

1つ目、2つ目、同様の種類のことなので、一度で答えさせていただきますが、カードの返納と保険のひもづけの解除の申出はあるかということに関しましては、町に関しましては、返納希望と解除希望も今のところ出ておりません。2か月ぐらい前になりますけれども、西多摩の市民課長会の様子では、他の市町村では週に何件とか、それなりの件数で返納等が出ているということは聞いておりますが、奥多摩では発生しておりません。

また、いろいろな心配で相談があるかということですが、つくった人からその後に来ていることはないんですが、いろんな問題が発生した後に申請する人が、どうなのかなとか、ひもづけはしたほうがいいのかとか、そういう申請の際での問合せは発生している状況はありますけれども、その際も全て強制ではありませんので、本人がいろいろ中身を理解して、便利なこともあれば、今の問題で何かあったらちょっとトラブルになるケースもあるので、よく考えて登録はしてくださいというご案内をしております。

また、今回、ひもづけの関係とかでご質問されてはいますが、現在起きている問題は、町だと、先程も町長からもありましたけれども、電子的に突合していますので、起こり得

ないことが多いわけですが、全体的にはいろんな問題もありますが、これは全部総点検とかでチェックすれば解決されて問題はなくなるかと思えますけども、むしろ保険者としては、紙の保険証の廃止のほうがこれから不安があるようなところで、そちらの動きを今後も注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小峰 陽一君） 大澤議員、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（大澤由香里君） ご答弁ありがとうございました。消防団のほうでは、正副分団長会議で団員のご意見を伺っているということでした。ですが、団員の方からお聞きした感じでは、団長とかには言えないと。先程述べたようなことを言っても聞いてくれないので、言っても無理だということでは言えないというようなことを言われました。なので、先程申し上げましたが、秘匿性を担保した状態でアンケートを取ってくださいと。第三者委員会とか、そういうところで誰が言ったか分からないような状況でご意見を集めていただけると、正直な、赤裸々なご意見がいただけると思います。そうしないとやっぱり改革にはならないと思いますので、今のままの旧態依然とした消防団という形になるのではないかと思いますので、その辺をぜひご検討いただければと思います。

あと、女性隊員についてですけれども、要望ですけれども、この間の消防団の操法大会、女性隊員、皆さんスカートをはいて、お茶くみをされていたという姿が、何となく女性はお茶くみをするだけみたいな、いろんな訓練されていると思うんですが、操法大会ではそういう印象を持ちました。住民の方も多数来られていて、女性隊員はそういう役割なんだというふうな印象を持たれた方もいるのではないかと思います。女性であっても、腕力的には男性とは差がありますが、やっぱりいろんな訓練をされたいという方もいらっしゃると思いますので、そういった意見もアンケートを取る中で、ぜひ取っていただいて、あとスカートでなくてパンツにするとか、今、ジェンダーの社会ですから、そういう配慮もぜひやっていただけたらと思います。要望です。

マイナンバーについては、町ではご相談もないという、今のところ大丈夫ということでした。政府は、マイナンバーカードの取得が任意であることから、マイナ保険証を持っていない人全てに対して資格確認書を交付するとしました。その資格確認書について、これまでは、本人の申請に基づき、有効期限1年を限度として発行するとしていましたが、自分で申請できない高齢者や障害者などが無保険状態になる問題などの指摘を受けて、この方針を変更し、マイナ保険証を保有していない全ての人に対して、申請によらず、プッシュ型で交付し、有効期限は5年を超えない期間にするとしてしました。形状も顔写真なしのプ

ラスチックカードにするなど、現行の保険証とほぼ変わらなくなっており、健康保険証をわざわざ廃止する意味が分からなくなっています。

一方、保険者は、マイナンバーカードをつくっていない人のほかにマイナンバーカードを返納した人、マイナ保険証の利用登録を解除した人など、日々変動する対象者を把握して、資格確認書を交付するという煩雑な作業をしなければなりません。この返納者の把握ですが、保険証をひもづけたマイナンバーカードを役所に返しても、ひもづけは解除されないのです、保険者側では登録したままという認識になり、資格確認書が交付されないという問題も起こり得ます。無保険扱いになる人が生じるのではと容易に想像できます。

また、資格確認書の発行のために国保で約 23 億円、被用者保険で約 241 億円のコスト増になるという試算もあります。現行の保険証を残せば、こんな気の遠くなるような手間もお金もかける必要がなくなります。何より安全です。いつでも、誰でも平等に医療を受けることができる日本の素晴らしい国民皆保険制度の崩壊ともなりかねない保険証廃止とマイナンバーカードへの一体化は中止を含めて見直すよう、国に対して要望していただきたいと思いますが、この点について何かありましたらお願いいたします。

○副議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 6 番、大澤議員さんの再々質問の 1 点目でございます。アンケートの検討というところでございますけれども、検討はしてまいりますけれども、引き続き、正副団長分団長会議がございますので、その中で十分お話をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 大澤議員の何かあったらということでございますが、紙の保険証の廃止についての不安かと思われましても、こちらにつきましても、まだ正直細かいところまで具体的なことが町のほうにも下りてきていなくて、詳細は分からないんですが、マイナンバーカードもそうですけれども、スケジュールありきで、どんどん進めていくので、うちのほうも日々気をつけていないといけないところなんです、今、大澤議員が申されたことで誤解が生じるといけないので、幾つか今分かっていることだけ申し上げさせてもらいますけれども、取りあえず紙の保険証の廃止は 6 年の秋の予定、その後 1 年は猶予があるよということなんですけれども、6 年秋より、後に交付するものは交付できない、資格証になってしまうということと、資格確認書は、保険証を持たない全ての人に即券交付はできる。一度マイナ保険証を登録してしまうと、ご自分では今のところ解除は確かにできないんですが、そちら解除できるようにするという事は、国も先日発表し

たところでは。

なお、有効期限についても申されていましたが、5年ということはあくまでも最大なんですけども、それが各保険者が自由に選べるという形ではなくて、現行の保険証が何年かによって、多分それと同じふうに、うちは今2年だとすると2年、5年とされたのが、今社会保険で一番長い更新のところは5年なので、そこを最大と定めただけで全部が5年を選べるかという、今のところそうでもないところで、2年になってしまうのかなというところでは。

どちらにしても要望につきましては、各市町村いろいろ同じようなことを思っていますので、西多摩ですとか、国保連、東京都も含めていろんな要望は、単独ではできないので、市町村サイドからしているんですけども、なかなか自治体が思うような回答は得られていないという状況なんですけども、いかんせん法定受託事務ですので、こちらが制度をどうにもできないんで、要望はしていくしかないと思うんですけども、今のままですと実際にも大分負担がかかりますので、なるべくそういうことがないように、要望は引き続きしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小峰 陽一君） 以上をもって大澤議員の質問を終わります。よろしいですか。

○6番（大澤由香里君） ありがとうございます。

○副議長（小峰 陽一君） では、大澤由香里議員の一般質問を終わります。

通告書ですと、12番に高橋議員の一般質問が記録されていると思いますが、本人が欠席のため、この通告は効力を失うということになります。ですから、結果的に一般質問はなかったということになりますので、ご承知おきください。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は9月15日となっておりますので、明日から9月14日までの8日間は休会にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、明日から9月14日までの8日間は休会とすることに決定しました。

なお、本会議4日目は、9月15日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後4時20分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員